令和２年度第２回四街道市保健福祉審議会高齢者部会

会議次第

令和２年１１月２５日（水）
１４時００分から
四街道市文化センター301会議室

１　開　　会

２　福祉サービス部長挨拶

３　議　　題

①高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第８期計画（素案）について
【資料 1-1、1-2、1-3、資料２、参考資料】

②その他

４　閉　　会

資料NO，1-1
第2回高齢者部会　R2.11.25

【国の基本指針や本市の課題への対応】

≪国の基本指針の改正案への対応≫

①2025・2040年を見据えたサービス基盤等の整備
⇒主な対応施策：4-(1)・(2)・(3)各施策
②地域共生社会の実現
⇒主な対応施策：3-(1)-①、4-(4)-④、4-(5)-③
重点施策1に反映
③介護予防・健康づくり施策の充実・推進
⇒主な対応施策：1-(1)各施策、2-(1)-①、4-(5)各施策
重点施策4に反映
④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化
⇒主な対応施策：4-(2)各施策
⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
⇒主な対応施策：1-(1)-⑧、3-(5)各施策
重点施策3に反映
⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保等の取組強化
⇒主な対応施策：4-(4)-⑤
⑦災害や感染症に対する体制整備
⇒主な対応施策：4-(4)-⑥

≪本市の高齢者福祉・介護保険事業にかかる課題≫

(1)健康の維持・増進と介護予防の推進
・運動機能や口腔機能の維持、フレイル予防の推進
・若い世代からの健康意識の醸成、正しい生活習慣の啓発
⇒主な対応施策：1-(1)各施策、4-(5)-④
重点施策4に反映
(2)高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
・高齢者個々の趣向や能力に応じた活動の場の充実
・様々な活動の担い手となるリーダーとなりうる人材の発掘・育成
⇒主な対応施策：2-(1)(2)(3)各施策、4-(5)-③
(3)地域の支えあいと自立生活を支える支援の充実
・高齢者を孤立させない地域の見守り、支え合いの推進
・元気な高齢者やNPO、民間企業などとも連携した体制構築
⇒主な対応施策：1-(2)各施策、3-(4)各施策、4-(5)-③
(4)地域包括支援センターの相談機能強化
・高齢者やその家族にとって気軽な相談の場となる
・認知症や複雑な問題にも対応できる機能強化
⇒主な対応施策：3-(1)-①
重点施策1に反映
(5)在宅医療・介護連携の推進
・今後は医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加
・市民や専門職への普及啓発、関係機関との連携強化
⇒主な対応施策：3-(3)各施策
重点施策2に反映
(6)認知症施策の推進
・認知症予防につながる活動の普及啓発
・認知症の正しい知識の周知と地域の見守り体制の整備
⇒主な対応施策：1-(1)-8、3-(5)各施策
重点施策3に反映
(7)介助者・介護者への支援
・介護者が気軽に相談できる体制整備
・介護休業、介護休暇等の制度の周知
⇒主な対応施策：3-(2)各施策
(8)施設整備や介護保険サービスの充実
・待機者の状況や有料老人ホーム等を踏まえた施設整備
・介護給付の適正化に向けた取組強化
⇒主な対応施策：4-(2)各施策、4-(4)-②③

第8期計画施策体系案（抜粋）

≪基本目標1≫自立生活を支える保健福祉事業の推進
施策の方針(1)健康の維持・増進
重4　施策⑦　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
※国保データベースを活用した介護予防事業の展開
重3　施策⑧　認知症予防の推進
施策の方針(2)自立生活を支える在宅福祉サービスの充実
施策の方針(3)高齢者にやさしいまちづくりの推進

≪基本目標2≫社会参加と生きがいづくりの促進
施策の方針(1)社会参加・交流活動の促進
施策①　高齢者の就労機会の確保
施策の方針(2)生涯学習活動の推進
施策の方針(3)地域福祉活動の拠点整備

≪基本目標3≫相談体制の充実と地域支援体制の構築
施策の方針(1)相談・情報提供体制の充実
重1　施策①　地域包括支援センターの機能強化
※他機関との連携などを追加
施策の方針(2)介護者の支援
施策の方針(3)在宅医療・介護連携の推進
重2　施策①　関係機関の連携強化
重2　施策②　在宅医療・介護連携に関する普及啓発
施策の方針(4)地域の見守り体制の充実
施策の方針(5)認知症高齢者とその家族支援
重3　施策①　認知症に関する理解の促進
重3　施策②　早期発見・早期対応に向けた取組
重3　施策③　認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり
施策の方針(6)高齢者の虐待防止

≪基本目標4≫介護保険サービスの充実
施策の方針(1)居宅サービスの基盤整備
施策の方針(2)施設サービスの基盤整備
※有料老人ホーム等の設置状況を勘案
施策の方針(3)地域密着型サービスの基盤整備
施策の方針(4)介護保険サービスの質的向上
施策②　介護給付費の適正化
施策③　事業所支援を通じたサービスの質の向上
施策④　共生型サービスの普及
※障害福祉サービスとの相互利用
施策⑤　介護人材の確保
施策⑥　災害・感染症対策
※情報提供や啓発活動、関係機関と連携した支援
施策の方針(5)介護予防・日常生活支援総合事業の推進
重4　施策①　介護予防・生活支援サービス事業の実施
重1　施策③　生活支援体制整備事業の推進
重4　施策④　一般介護予防事業の実施

※赤字は主な新規・拡充施策

重点施策（案）

1. 地域共生社会の実現に向けた相談体制の充実と地域の支え合いの推進
地域包括支援センターの機能強化(3-(1)-①)
生活支援体制整備事業の推進(4-(5)-③)

2. 在宅医療・介護連携の推進
関係機関の連携強化(3-(3)-①)
在宅医療・介護連携に関する普及啓発(3-(3)-②)

3. 認知症高齢者が地域で自分らしく暮らし続けるための施策の推進
認知症予防の推進(1-(1)-⑧)
認知症に関する理解の促進(3-(5)-①)
早期発見・早期対応に向けた取組(3-(5)-②)
認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり(3-(5)-③)

4. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
介護予防・生活支援サービス事業の実施(4-(5)-①)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(1-(1)-⑦)
一般介護予防事業の実施(4-(5)-④)

※国の基本指針や本市の課題への対応を踏まえ、第8期計画における新規・拡充事業を中心に重点施策を設定

資料NO，１－２
第2回高齢者部会　R2.11.25

■第8期計画策定に向けた課題整理

（1）健康の維持・増進と介護予防の推進

〇特定健診受診率(H30実績36.5%)は目標値に達していない。特に40歳～50歳代の男性、40～50歳代前半の女性の受診率が低く、メタボリックシンドローム予備群の割合も県や全国より多い。歯科保健についても、若い世代へ検診の必要性の意識づけが必要。（第7期課題）
⇒40歳代～50歳代の若い世代の健康意識の醸成が必要

〇介護が必要になった原因としては、高齢による衰弱（19.1%）が最も多く、3年前との比較で6.3ポイント増加している。（ニーズ調査P14・15）
〇運動器機能や口腔機能の低下は、年齢が上がるほどリスクが高くなる傾向にある。（ニーズ調査P19・30）
〇80歳を超えると転倒のリスクが高まり、特に女性のリスクが高い。（ニーズ調査P20-21）
〇うつ傾向の割合が全体で4割を超え、女性では5割近い。3年前との比較でもやや高くなっている。（ニーズ調査P56・57）
〇現在治療中の病気の1位は高血圧で40.7%、2位は高脂血症で17.2%。（ニーズ調査P59）
〇本人が抱えている傷病の1位は筋骨格系疾患、2位が認知症。（実態調査P69）
⇒介護が必要な人を増やさないためには、運動器機能や口腔機能の維持により、高齢による衰弱を予防することが必要。
　運動器機能の維持のため住民主体の通いの場の拡充が必要。
　虚弱でも支援を受けながら自立した生活が送れるような体制づくりが必要。（フレイル予防）
　うつ傾向の高齢者も多いため心のケア体制も必要。
　高血圧、高脂血症を防止するため、正しい食生活や運動習慣などの啓発が必要。生活習慣病を予防することで、認知症予防にもつながる。

（2）高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

〇年齢が上がるほど閉じこもり傾向が高くなっている。（ニーズ調査P23）
〇外出を控えている人が増加しており、理由として「外での楽しみがない」と回答した人が3年前より増加している。（ニーズ調査P24・25）
〇生きがあると回答した人は63.5%にとどまっている。（ニーズ調査P47）
〇シニアクラブ数・会員数、総合型スポーツクラブの会員数が減少傾向（第7期課題）
〇地域住民の有志によるグループ活動への参加希望は51.9%であるが、前回調査より10.8ポイント下がっている。また、企画・運営としての参加希望は29.9%にとどまる。（ニーズ調査P49）
〇高齢者の活動拠点（シニア憩いの里）の担い手が不足（第7期課題）
⇒シルバー人材センターや、にこにこサービスの協力会員、ボランティア活動などの人材も不足しており、就労支援も含めて元気な高齢者への周知等を継続的に行っていくことが必要。
　外での楽しみや生きがいがなく、閉じこもり状態の高齢者が増加しているため、高齢者個々の趣向や能力に応じた活動の場をコーディネートする機能が求められる。
　自ら企画運営に携わり、様々な活動の担い手となるリーダー的な存在となる高齢者を発掘・育成する必要がある。

（3）地域の支えあいと自立生活を支える支援の充実

〇誰かと食事をする機会がほとんどないと回答した90歳以上の高齢者は23.5%。（ニーズ調査P36）
〇ここ1か月間に友人・知人に会っていない人は17%、3年前と比較して6ポイント増加。（ニーズ調査P53）
〇3年前と比較すると単身世帯が19.1%→26.1%に増加。また、家族や親族からの介護がないと回答した人が増加（29.6%→33.4%）している一方、ほぼ毎日あると回答した人は減少（39.8%→32.9%）（実態調査P64・93）
〇地域に必要な支えあいの活動「ゴミだし」「送迎サービス」「定期的な見守り」。見守りの頻度は「毎日」「週2，3回」「週1，2回」（ケアマネ意見）
〇にこにこサービスの協力会員が不足している。（第7期課題）
〇ボランティア活動の依頼は増加しており、人材確保が必要。移送ボランティアも不足。（第7期課題）
〇在宅生活に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー券）」、「外出同行（通院、買い物など）」、「掃除・洗濯」が高い。（実態調査P88）
〇送迎サービスの行先は「病院」「スーパー」（ケアマネ意見）
〇買い物支援の具体的な方法については「送迎」「代行」「同行」（ケアマネ意見）
⇒増加傾向にある単身高齢者を孤立させないため、地域における見守り・支えあいが求められる。
　地域の支えあいの担い手が不足しており、確保に努める必要がある。また、元気な高齢者の社会参加、生きがいづくりにも繋がることから、活動によるメリットなども伝えながら、高齢者の担い手確保にも取り組む必要がある。
　高齢者が在宅生活を続けるうえで必要な支援・サービスを地域住民やNPO，民間企業などとも連携して確保していく必要がある。

（4）地域包括支援センターの相談機能強化

〇複雑な問題を抱える相談者も多いことから、地域包括支援センターと障害・児童・生活困窮などの窓口との連携を図ることが必要。（第7期課題）
〇家族や友人以外で相談できる人がいない割合は41.4%と高く、相談先として地域包括支援センター・役所・役場と回答した人は14.3%にとどまる。（ニーズ調査P52）
〇認知症の相談窓口を知っている割合が3割以下と低い。（ニーズ調査P60）
〇認知症本人や家族が気軽に参加や相談できる場の創設が必要。（第7期課題）
⇒地域包括支援センターや市役所が高齢者にとって気軽に相談できる場所となることが必要。
　認知症に対する相談機能の充実と周知が必要
　複雑な問題に対応できるよう地域包括支援センターと障害・児童・生活困窮などの相談窓口との連携を図ることが必要。

（5）在宅医療・介護連携の推進

〇在宅医療・介護連携の推進と併せて、市民や専門職へのさらなる普及啓発が必要。（第7期課題）
〇現状では、訪問診療の利用が12.4%となっているが、今後増加する可能性がある。（実態調査P91）
〇在宅医療・介護連携推進のために必要なことは、「在宅医療情報の集約・情報提供」「病院とのやりとりのためのルール」「医療機関と介護事業所の専門職の顔の見える関係づくり」「市民向け講座」（ケアマネ意見）
⇒医療依存度が高くなっても在宅での生活を継続するための方法を市民が理解し、ケアマネもプランに反映することが重要。そのための、基礎知識の普及啓発が必要。
　基礎知識としては、介護保険サービス・認知症をはじめとした病気の理解、看取りを含め在宅で受けられる医療についてなど。
　介護と医療の連携を図るために、必要な情報の収集・更新・提供を行っていく必要がある。また、医療機関と介護事業所の専門職の顔の見える関係づくりも必要。

（6）認知症施策の推進

〇認知機能の低下ありは、全体で41.7%、85歳～89歳では54.9%。（ニーズ調査P38）
〇本人が抱えている傷病の2位が認知症。（実態調査P69）
〇認知症の相談窓口を知っている割合が3割以下と低い。（ニーズ調査P60）
〇認知症本人や家族が気軽に参加や相談できる場の創設が必要。（第7期課題）
〇主な介護者が不安に感じる介護等として、「認知症状への対応」が最も多い。（実態調査P107）
〇認知症高齢者が在宅生活を継続するために必要なことは、「家族の認知症への理解」「近隣住民の認知症への理解とさりげない見守り」「徘徊時に早期発見される体制整備」（ケアマネ意見）
⇒認知症予防につながる活動の普及啓発が必要。
　認知症の相談ができる場所の周知が必要。
　認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の理解促進、地域における見守り体制の整備が必要。

（7）介助者・介護者への支援

〇介護者自助グループの会員が増加しない。担い手も不足している。（第7期課題）
〇主な介護者の年齢は70歳以上が34.1%（実態調査P100）
〇主な介護者が不安に感じる介護等として、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」が多い。（実態調査P107）
〇仕事と介護の両立の継続について、難しいと答える割合が2割近くあり、仕事と介護の両立に効果があると思う勤務先の支援の1位は「介護休業・介護休暇等の制度の充実」で33.5%（実態調査P114・115）
⇒老々介護の状況も見受けられ、介護者が一人で悩み抱え込まず気軽に相談できる環境と介護者の不安を解消できるよう支援策の充実が必要。
　介護者同士が悩みや不安、知識や解決策などを共有できる場の周知が必要。
　介護離職防止の観点から、労働部局と連携した職場環境の改善に向け、介護休業・介護休暇等の制度の周知啓発に取り組むことが必要。

（8）施設整備や介護保険サービスの充実

〇介護老人福祉施設やグループホームの入所待機者が発生している。（第7期課題）
〇介護保険施設への入所を検討している・すでに申込をしているは、24.1%、要介護3の方では、48.9%と約半数。（実態調査P67）
⇒待機者の状況や有料老人ホームやサービス付高齢者住宅の設置状況も踏まえた施設整備を行うことが必要。

〇ケアマネジャーの能力の平準化が必要（第7期課題）
⇒制度の情報提供やケアプラン点検の実施

基本指針について

資料NO，1-3
第2回高齢者部会　R2.11.25

第8期計画において記載を充実する事項（案）

■　第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

1　2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第７期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第８期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年４月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2　地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3　介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4　有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5　認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7　災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

資料ＮＯ．２
第２回高齢者部会　R2.11.25

四街道市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画
【素案】

第８期計画
（計画期間：令和３年度～令和５年度）

※計画本文、図表やデータ（数値）等は、現時点のものであり、今後の策定作業の中で変更する場合があります。特に介護保険料の設定については、介護報酬の改定や国の動向により変更となる場合があります。
　また、介護保険料の設定については、市民参加条例上の市民参加の対象外となります。

令和３年３月

四　街　道　市

目　次

第１部　計画策定にあたって 1
１．計画策定の趣旨 3
２．計画の性格・位置付け 4
３．計画の期間 5
４．関連法令の動き 6

第２部　高齢者をめぐる状況 7
１．高齢者の状況 9
２．各種サービスの利用状況等 14
３．アンケート調査結果からみた現状 17

第３部　計画の基本的な考え方 37
１．基本理念 39
２．基本目標・施策体系 40
３．重点施策 44

第４部　施策の展開 49
基本目標１　自立生活を支える保健福祉事業の推進 51
基本目標２　社会参加と生きがいづくりの促進 57
基本目標３　相談体制の充実と地域支援体制の構築 61
基本目標４　介護保険サービスの充実 68

第５部　介護サービス事業費と介護保険料の推計 83
１．日常生活圏域と介護施設の整備方針 85
２．介護サービス事業費と介護保険料の推計 89

第６部　推進体制 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
１．計画推進のために ..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**

第７部　資料 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
１．策定経過 ..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**
２．策定体制 ..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**
３．用語説明 ..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**

第１部

計画策定にあたって

１.計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成 29 年出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和７年（2025 年）に３割に達し、令和 22 年（2040 年）には 1.5 人の現役世代（生産年齢人口）が１人の高齢者を支えるようになると予想されており、それぞれ 2025 年問題、2040 年問題として我が国の大きな問題となっています。

少子高齢化が一段と進行する中、四街道市は、令和２年の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は28.6%となっており、国（27.9%）、千葉県（27.0%）を上回っています。高齢化は急速に進行しており、四街道市は今までに経験したことのない超高齢社会を迎えています。

四街道市においては、第７期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(平成30年度～令和２年度)に基づいて、高齢者が地域の中で適切な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりを目指して、各種施策の積極的な推進を図ってきました。

今回策定した、第８期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(令和３年度～令和５年度)は、今後、益々進行する超高齢社会に対応すべく、高齢者の生活課題や、国の方向性を踏まえて、四街道市が目指すべき方向性や取り組むべき具体的事業を示しています。

■高齢化率の推移

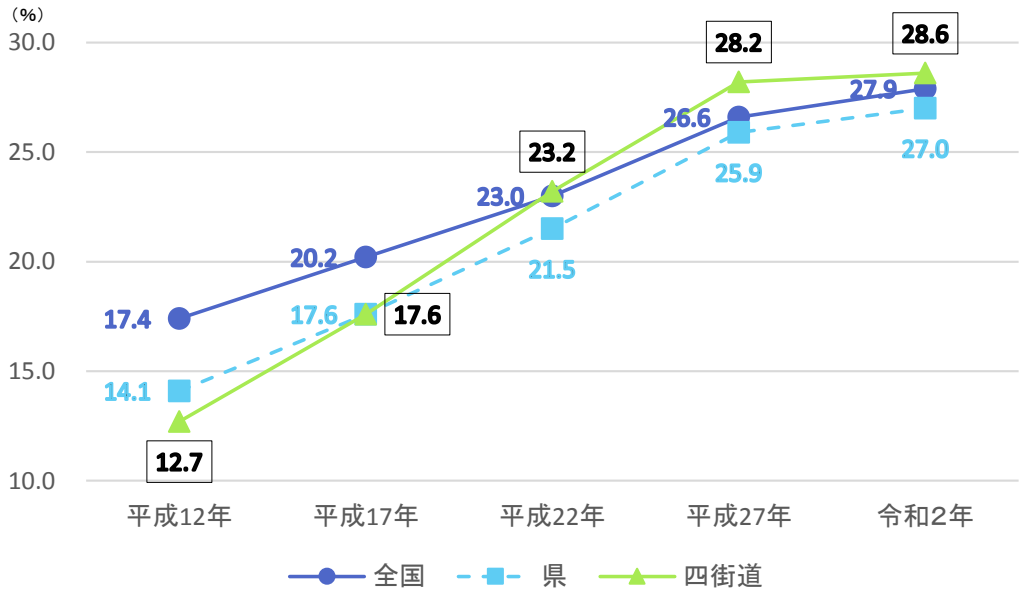

＊資料：国勢調査（各年10月１日現在）、令和２年は住民基本台帳人口（１月１日現在）

2.計画の性格・位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の８に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

本計画（第８期計画）は、「四街道市総合計画」の基本目標１「だれもが健康でいきいき暮らせるまち」との整合性を図り策定しています。また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。

■本計画の位置付け

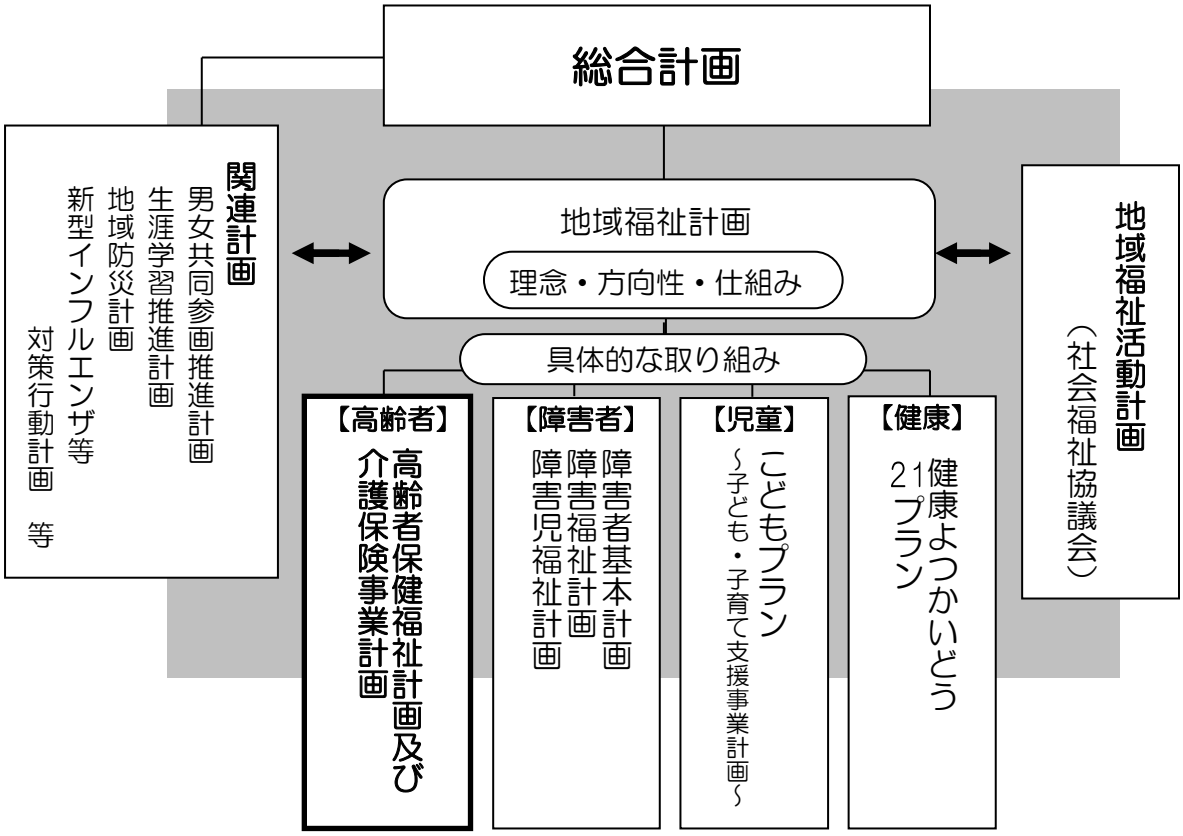

３.計画の期間

介護保険事業計画は、３年ごとに見直しを行い、策定期間を３年としてきました。

高齢者保健福祉計画についても、高齢者の総合的な福祉計画として、介護保険事業計画と同期間で策定してきました。

令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とする本計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和７年）、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた施策の展開を図るもので、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を整合させ、一体的に策定しました。

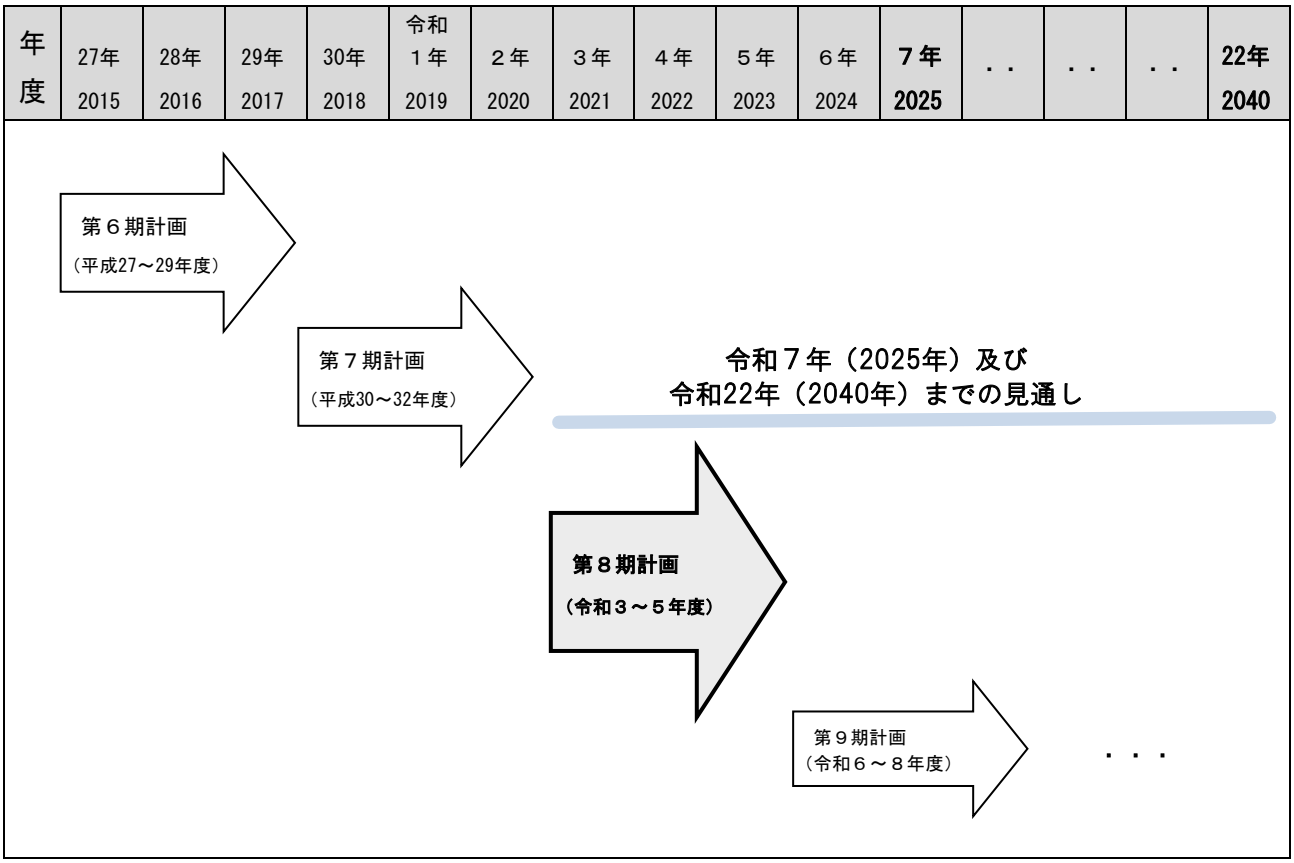

４.関連法令の動き

令和２年６月に、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、または介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を目的とした「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律改正のポイントは、以下のとおりです。

■包括的な支援体制の構築の支援

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行います。

■地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けて、国及び地方公共団体の努力義務が規定されました。また、市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定し、介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加など、都道府県・市町村間の情報連携の強化を行います。

■医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報（VISIT 情報）などの情報の提供を求めることができると規定されました。これにより、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の連結・解析をさらに進めることができます。

■介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加することで、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化します。

第２部

高齢者をめぐる状況

１.高齢者の状況

１．人口・世帯の状況

令和２年の四街道市の人口は94,843人で、世帯数は41,539世帯となっています。

近年の動向としては、人口、世帯数とも増加傾向ですが、世帯数の増加率の方が高いため、世帯当たり人員は減少を続け、令和２年では2.28人となっています。

また、国、千葉県においても、世帯当たり人員は減少傾向にあります。

令和２年の四街道市の世帯当たり人員数2.28人は、全国（2.15人）、千葉県（2.16人）をやや上回っています。

■人口及び世帯数の推移

		単位	平成７年	12年	17年	22年	27年	令和２年
全　国	総人口	千人	125,570	126,926	127,768	128,057	127,095	127,138
	世帯数	千世帯	44,108	47,063	49,566	51,951	53,449	59,071
	世帯当たり人員	人	2.85	2.70	2.58	2.46	2.38	2.15
千葉県	総人口	千人	5,798	5,926	6,056	6,216	6,223	6,319
	世帯数	千世帯	2,015	2,173	2,325	2,516	2,609	2,927
	世帯当たり人員	人	2.88	2.73	2.60	2.47	2.39	2.16
四街道市	総人口	人	79,495	82,552	84,770	86,726	89,245	94,843
	世帯数	世帯	25,559	28,141	30,153	32,514	35,014	41,539
	世帯当たり人員	人	3.08	2.91	2.81	2.67	2.55	2.28

＊資料：国勢調査（各年10月１日現在）、令和２年は住民基本台帳人口（１月１日現在）

■世帯当たり人員の推移

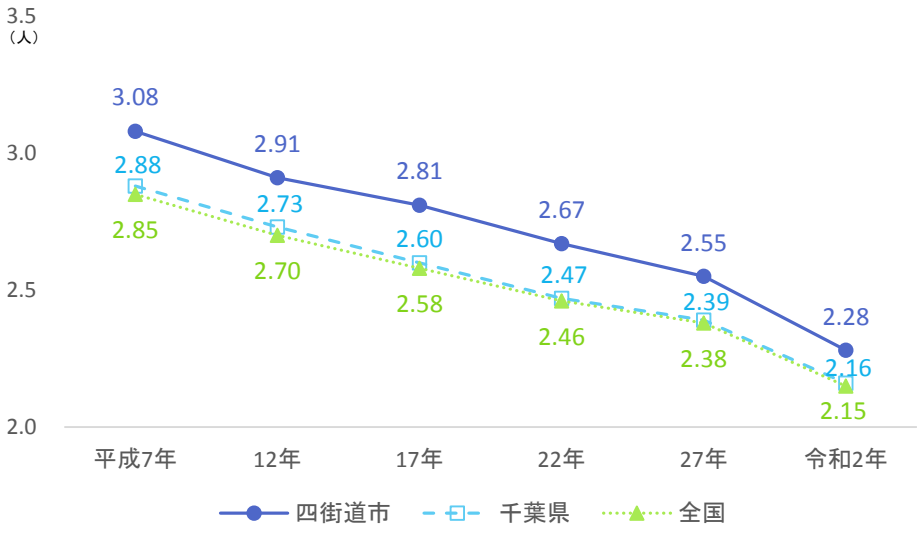

２．年齢構造

近年の四街道市の動向をみると、年少人口はほぼ横ばいで推移し、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。

令和２年の３区分年齢人口は、年少人口（０～14歳）が12,743人、生産年齢人口（15～64歳）が55,023人、老年人口（65歳以上）が27,077人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ13.4％、58.0％、28.6％となっています。

また、国、千葉県においても、老年人口は増加傾向です。令和２年の総人口に占める老年人口の割合は、国が27.9％、千葉県が27.0％で、四街道市の28.6％は国と千葉県を上回っています。

■年齢別人口の推移

全　国

	平成12年		17年		22年		27年		令和２年	
単　位	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
総人口	126,926	100.0	127,768	100.0	128,057	100.0	127,095	100.0	127,138	100.0
年少人口（０～14歳）	18,472	14.6	17,521	13.8	16,803	13.2	15,887	12.6	15,528	12.2
生産年齢人口（15～64歳）	86,220	68.1	84,092	66.1	81,032	63.8	76,289	60.7	76,122	59.9
老年人口（65歳以上）	22,005	17.4	25,672	20.2	29,246	23.0	33,465	26.6	35,486	27.9
前期高齢者（65～74歳）	13,007	10.3	14,070	11.1	15,174	11.9	17,340	13.8	17,272	13.6
後期高齢者（75歳以上）	8,999	7.1	11,602	9.1	14,072	11.1	16,126	12.8	18,214	14.3

千葉県

	平成12年		17年		22年		27年		令和２年	
単　位	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
総人口	5,926	100.0	6,056	100.0	6,216	100.0	6,223	100.0	6,319	100.0
年少人口（０～14歳）	843	14.2	819	13.6	800	13.1	762	12.4	758	12.0
生産年齢人口（15～64歳）	4,236	71.6	4,155	68.9	4,009	65.4	3,780	61.7	3,858	61.1
老年人口（65歳以上）	837	14.1	1,060	17.6	1,320	21.5	1,584	25.9	1,702	27.0
前期高齢者（65～74歳）	516	8.7	632	10.5	766	12.5	889	14.5	852	13.5
後期高齢者（75歳以上）	321	5.4	429	7.1	554	9.0	696	11.4	850	13.5

四街道市

	平成12年		17年		22年		27年		令和２年	
単　位	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	82,552	100.0	84,770	100.0	86,726	100.0	89,245	100.0	94,843	100.0
年少人口（０～14歳）	11,575	14.0	11,739	13.9	11,833	13.6	11,888	13.4	12,743	13.4
生産年齢人口（15～64歳）	60,487	73.3	57,997	68.6	54,781	63.2	51,765	58.4	55,023	58.0
老年人口（65歳以上）	10,453	12.7	14,851	17.6	20,093	23.2	24,975	28.2	27,077	28.6
前期高齢者（65～74歳）	6,767	8.2	9,631	11.4	13,005	15.0	14,943	16.9	13,332	14.1
後期高齢者（75歳以上）	3,686	4.5	5,220	6.2	7,088	8.2	10,032	11.3	13,745	14.5

＊資料：国勢調査（各年10月１日現在）、令和２年は住民基本台帳人口（１月１日現在）
＊総人口には、年齢不詳者が含まれています。「年少人口」「生産年齢人口」「老年人口」の比率は、年齢不詳者を除いて算出しています。

図　年齢別人口の推移

全国

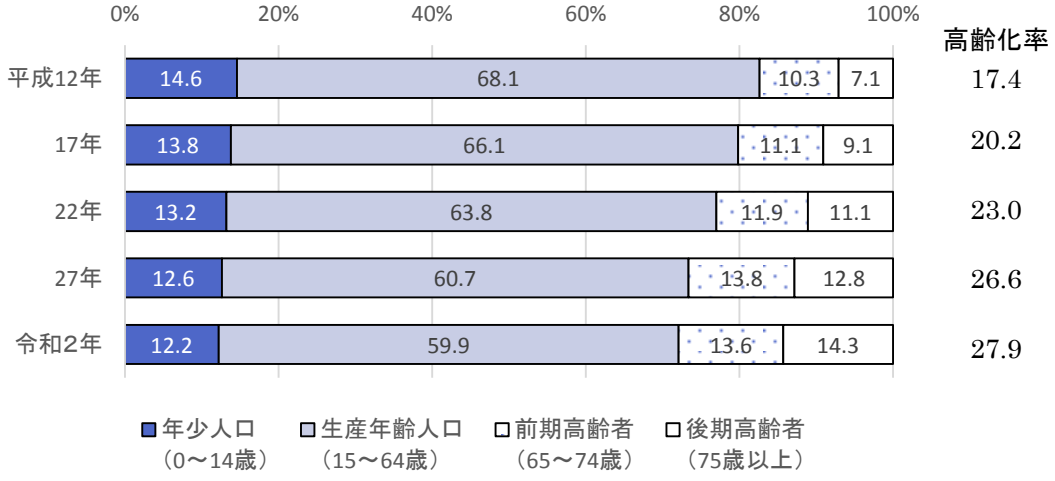

千葉県

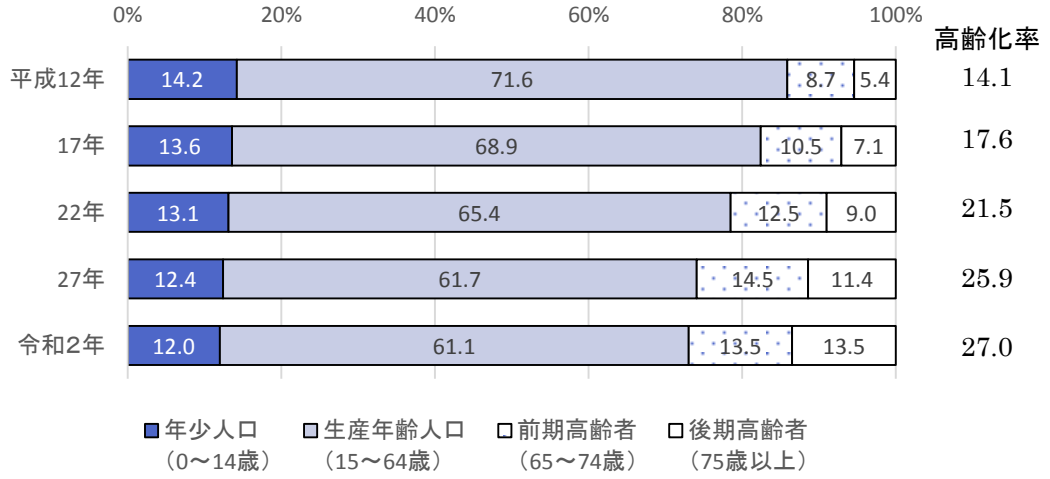

四街道市

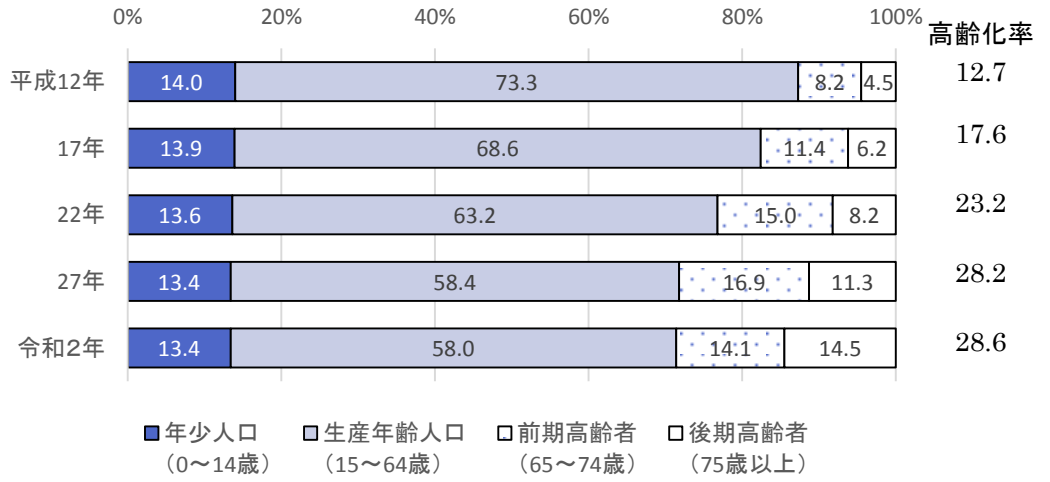

３．高齢者の世帯構成

令和２年に要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に実施した「介護実態調査」の結果から高齢者世帯構成の状況をみると、「夫婦のみ世帯」が30.6%、「単身世帯」が26.1%となっています。

■世帯構成

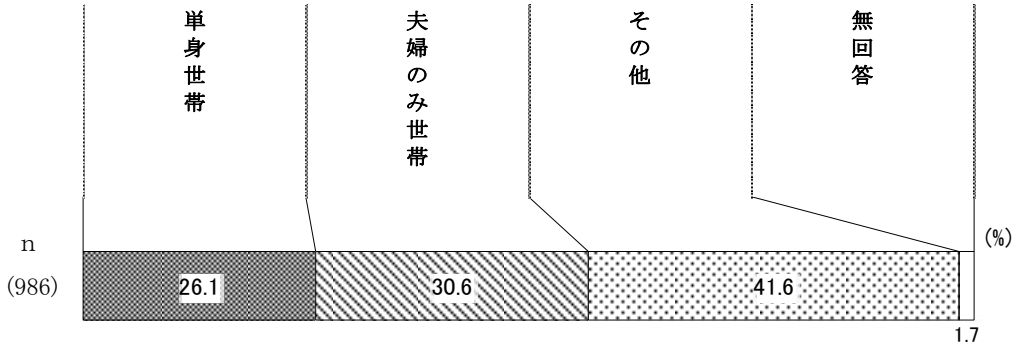

４．認定者数と認定率

認定者数は増加傾向にあり、令和元年度は3,599人となっています。また、認定率も増加傾向となっており、令和元年度は13.4%となっています。

年齢別認定率をみると、前期高齢者の認定率は３%台なのに対し、後期高齢者になると20%を超えます。

■認定者数と認定率の推移

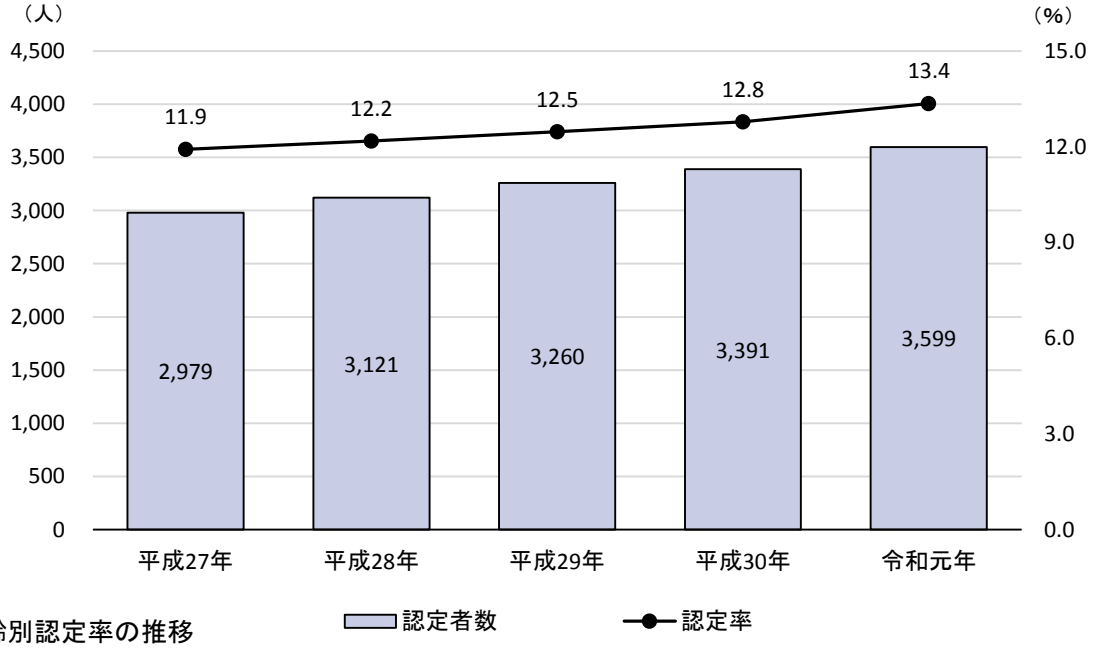

■年齢別認定率の推移

単位：%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
前期高齢者認定率	3.3	3.4	3.3	3.2	3.4
後期高齢者認定率	24.9	24.2	23.7	23.4	23.2

＊資料：厚生労働省　介護保険事業状況報告月報　各年９月末日現在

５．後期高齢者医療制度の状況

後期高齢者医療制度における近年の四街道市の動向としては、被保険者数や受診件数、医療費は増加を続けています。

今後も被保険者数の増加が見込まれるため、医療費はさらに増大することが予想されます。

■受診状況の推移

四街道市

		単位	平成29年度	30年度	令和元年度
平均被保険者（Ａ）		人	11,743	12,618	13,484
受診件数（Ｂ）		件	208,770	224,123	241,089
医科	入院	件	7,142	7,006	7,944
	外来	件	166,448	178,033	190,075
歯科		件	35,180	39,084	43,070
医療費（Ｃ）		百万円	9,150	9,921	10,648
１人当たりの受診件数（Ｂ／Ａ）		件	17.78	17.76	17.88
１人当たりの医療費（Ｃ／Ａ）		円	779,188	786,258	789,677

＊資料：千葉県後期高齢者医療広域連合
＊被保険者は、75歳以上の人及び65歳以上75歳未満の一定の障害がある人です。
＊金額は、診療費、調剤費、療養費等の費用総額（一部負担金を含む）です。

■医療費の推移

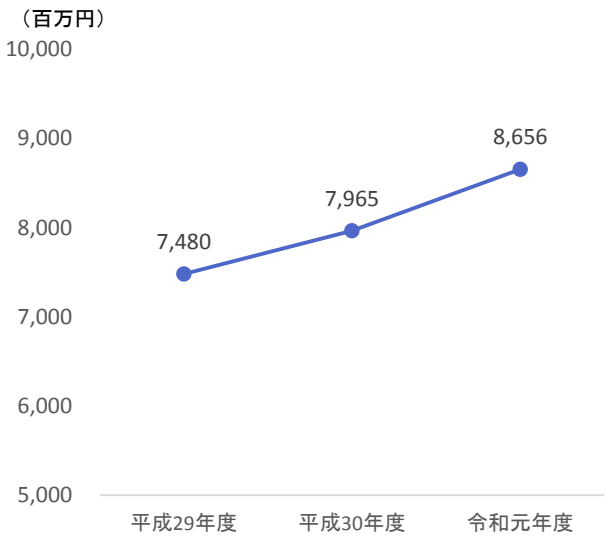

■１人当たりの医療費の推移

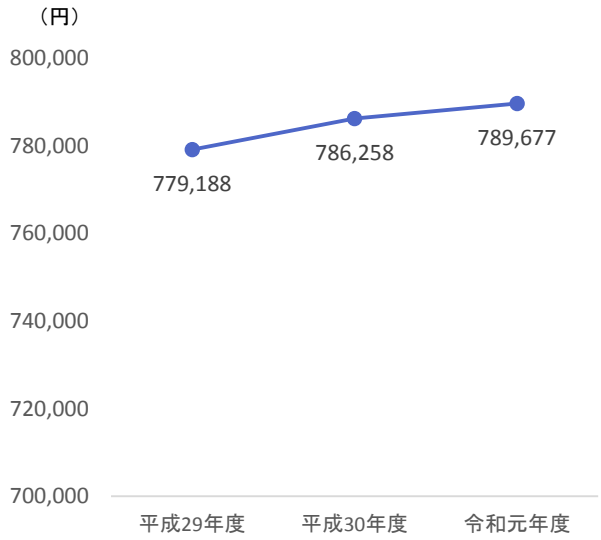

2.各種サービスの利用状況等

保健福祉サービスや介護保険サービスの利用状況、シルバー人材センターの会員数、単位シニアクラブの会員数等は、以下のとおりとなっています。

（1）保健サービス

項　目			単位	実　績		
				平成29年度	30年度	令和元年度
特定健康診査及び健康診査		対象者数	人	30,374	30,255	30,718
		受診者数	人	8,240	8,186	7,351
		受診率	%	27.1	27.1	23.9
成人歯科健診		対象者数	人	57,550	58,272	6,966
		受診者数	人	71	82	97
		受診率	%	0.12	0.14	1.39
検診	骨粗しょう症	対象者数	人	5,697	5,410	5,427
		受診者数	人	1,181	1,153	558
		受診率	%	20.7	21.3	10.3
	肝炎ウイルス	対象者数	人	7,191	7,254	7,156
		受診者数	人	809	999	512
		受診率	%	11.3	13.8	7.2
	肺がん	対象者数	人	57,550	58,272	59,009
		受診者数	人	6,718	6,409	6,047
		受診率	%	11.7	11.6	11.3
	胃がん	対象者数	人	57,550	58,272	59,009
		受診者数	人	4,426	4,337	4,193
		受診率	%	7.7	7.4	7.1
	子宮頸がん	対象者数	人	19,596	19,527	39,397
		受診者数	人	2,777	2,894	2,921
		受診率	%	14.2	14.8	14.8
	乳がん	対象者数	人	34,605	34,908	35,176
		受診者数	人	7,827	8,053	7,704
		受診率	%	22.6	23.1	21.9
	大腸がん	対象者数	人	57,550	58,272	59,009
		受診者数	人	7,743	7,719	7,702
		受診率	%	13.5	13.2	13.1
健康教育	集　団	回数	回	196	159	155
		延人員	人	18,201	23,890	21,823
健康相談		回数	回	140	140	176
		延人員	人	394	319	336
在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療		実人員	人	1	4	
		延人員	人	4	15	
高齢者等インフルエンザ予防接種		対象者数	人	26,259	26,649	27,024
		接種者数	人	13,572	14,093	14,940
		接種率	%	51.7	52.9	55.3

項　目		単位	実　　績		
			平成29年度	30年度	令和元年度
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	対象者数	人	5,486	5,351	3,167
	接種者数	人	2,836	2,632	967
	接種率	%	45.9	43.5	16.2

（２）介護予防サービス

項　目		単位	実　　績		
			平成29年度	30年度	令和元年度
介護予防教室	実施回数	回	355	84	66
	延参加者数	人	5,263	935	619
その他 （講習会・出前講座等）	実施回数	回	32	62	24
	延参加者数	人	667	1,323	561

（３）福祉サービス

項　目		単位	実　　績		
			平成29年度	30年度	令和元年度
介護用品支給	利用実人員	人	900	853	910
会食サービス	開催回数	回	130	133	114
	利用延人員	人	3,496	3,590	2,800
緊急通報装置設置サービス	設置台数	台	551	571	604

（４）介護保険サービス

項　目	単位	実　　績		
		平成29年度	30年度	令和元年度
■居宅サービス				
訪問介護（ホームヘルプサービス）	人／月	418	439	441
訪問入浴介護	回	3,221	3,398	3,576
訪問看護	回	19,362	22,493	28,679
訪問リハビリテーション	回	10,396	9,807	10,490
居宅療養管理指導	人／月	405	453	489
通所介護（デイサービス）	人／月	585	611	633
通所リハビリテーション（デイケア）	人／月	242	242	226
短期入所生活介護（ショートステイ）	日	32,186	31,515	33,485
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	日	2,490	2,394	2,082
特定施設入居者生活介護	人／月	139	136	141

■地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	16	23	25
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0
認知症対応型通所介護	人／月	12	10	11
小規模多機能型居宅介護	人／月	12	13	12
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人／月	70	79	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	56	53	58
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人／月	0	0	0
地域密着型通所介護	人／月	272	270	247
■居宅介護支援				
居宅介護支援	人／月	1,608	1,429	1,452
■介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人／月	262	278	309
介護老人保健施設	人／月	179	182	183
介護療養型医療施設	人／月	1	0	3
■介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人／月	108	0	－
介護予防訪問入浴介護	回	0	3	0
介護予防訪問看護	回	2,661	3,804	5,118
介護予防訪問リハビリテーション	回	2,139	2,776	3,490
介護予防居宅療養管理指導	人／月	33	49	53
介護予防通所介護	人／月	171	2	－
介護予防通所リハビリテーション	人／月	88	88	87
介護予防短期入所生活介護	日	500	739	587
介護予防短期入所療養介護	日	35	44	23
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	29	32	33
■地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回	65	10	11
介護予防小規模多機能型居宅介護	回	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0
■介護予防支援				
介護予防支援	人／月	519	364	392

（５）その他

項　目	単位	実　　績		
		平成 29 年度	30 年度	令和元年度
シルバー人材センター会員数	人	559	591	582
単位シニアクラブ数	クラブ	52	50	49
シニアクラブ会員数	人	2,579	2,427	2,314
地域福祉施設（公共施設・事業所等の活用）	箇所	1	1	1
シニア憩いの里	箇所	2	2	1

3.アンケート調査結果からみた現状

四街道市では、計画策定の参考とするため、要支援・要介護認定者や高齢者を対象に、健康状態や日常生活の状況、介護保険サービス等の利用状況や利用意向に関するアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象
１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方、要支援認定者等、1,600名
２．介護実態調査	要支援・要介護認定者、1,400名

＜回収状況＞

調査名	発送数（件）	回収数（件）	回収率（%）
１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,600	1,306	81.6
２．介護実態調査	1,400	986	70.4
合　計	3,000	2,292	76.4

＊ 無回答が多い設問については、そのことを念頭に置いて、各選択肢の数字をみる必要があります。
＊ 図表中の「ｎ」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（%）の分母をあらわしています。

１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

国の示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　実施の手引き」に基づき判定しています。

（１）運動器機能の低下

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか。	１．できるし、している ２．できるけどしていない ３．できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	１．できるし、している ２．できるけどしていない ３．できない
15分位続けて歩いていますか。	１．できるし、している ２．できるけどしていない ３．できない
過去１年間に転んだことがありますか。	１．何度もある ２．１度ある ３．ない
転倒に対する不安は大きいですか。	１．とても不安である ２．やや不安である ３．あまり不安でない ４．不安でない

運動器機能については、５つの設問で３問以上機能低下に該当する選択肢（上記の網掛け部分の選択肢）に回答している場合、運動器機能が低下している高齢者と判定。

「運動器機能の低下あり」は、全体（65歳以上）で10.0％ですが、要支援２では42.9％、要支援１では17.6％となっています。

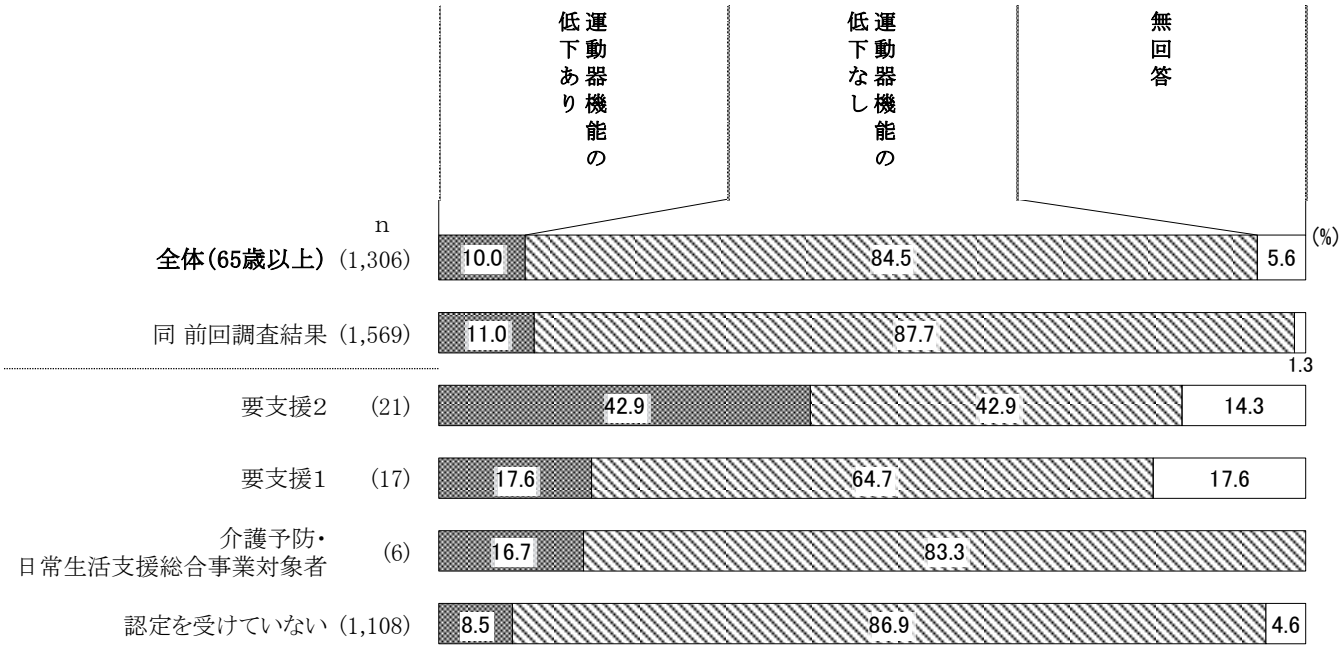

（２）転倒リスク

設問	選択肢
過去１年間に転んだことがありますか。	１．何度もある ２．１度ある ３．ない
転倒に対する不安は大きいですか。	１．とても不安である ２．やや不安である ３．あまり不安でない ４．不安でない

転倒については、過去１年間の転倒経験で、「何度もある」「１度ある」（上記の網掛け部分の選択肢）と回答している場合、転倒リスクのある高齢者と判定。

「転倒リスクあり」は、全体（65歳以上）では25.6％となっています。要支援２では52.4％と、全体（65歳以上）の２倍以上のリスク判定となっています。

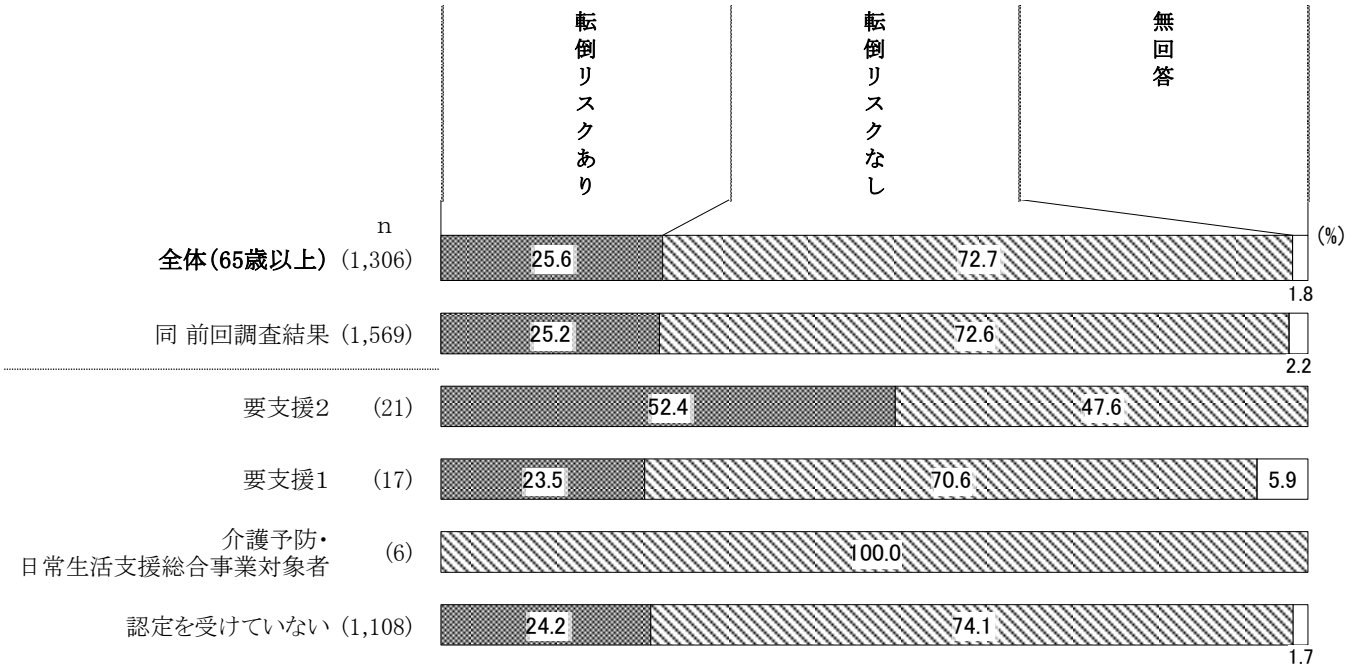

（３）閉じこもり傾向

設問	選択肢
週に１回以上は外出していますか。	１．ほとんど外出しない ２．週１回 ３．週２～４回 ４．週５回以上
昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	１．とても減っている ２．減っている ３．あまり減っていない ４．減っていない

閉じこもりについては、外出について「ほとんど外出しない」「週１回」（上記の網掛け部分の選択肢）と回答している場合、閉じこもり傾向のある高齢者と判定。

「閉じこもり傾向あり」は、全体（65歳以上）では18.5％となっています。前回調査結果と比較すると、4.4ポイント増加しています。要支援２では66.7％、要支援１では35.3％となっており、リスク判定が高くなっているのがわかります。

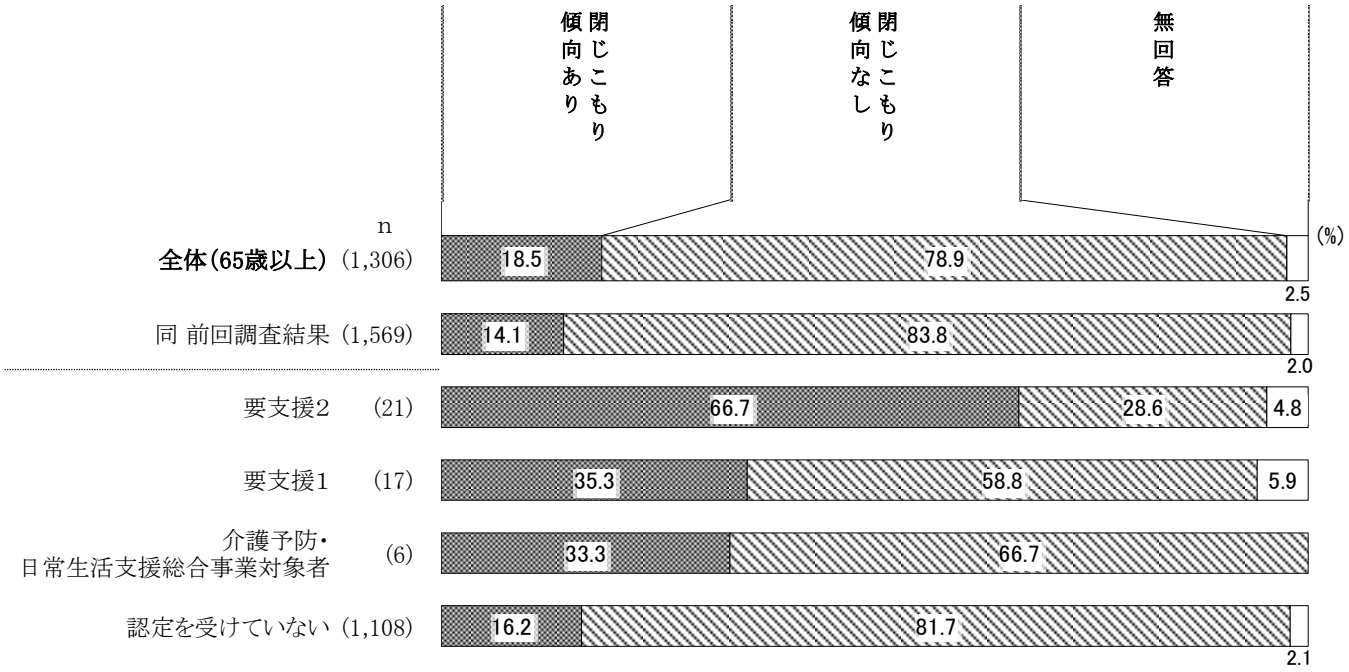

（４）低栄養

設問	選択肢
身長・体重	（　　）cm　（　　）kg

低栄養については、身長と体重から算出されるＢＭＩ（体重（kg）÷{身長（m）×身長（m）}）が、18.5未満の場合、低栄養が疑われる高齢者と判定。
「やせ（ＢＭＩ　18.5未満)」、つまり「低栄養が疑われる高齢者」は、全体（65歳以上）で7.8%、要支援２では14.3%となっています。

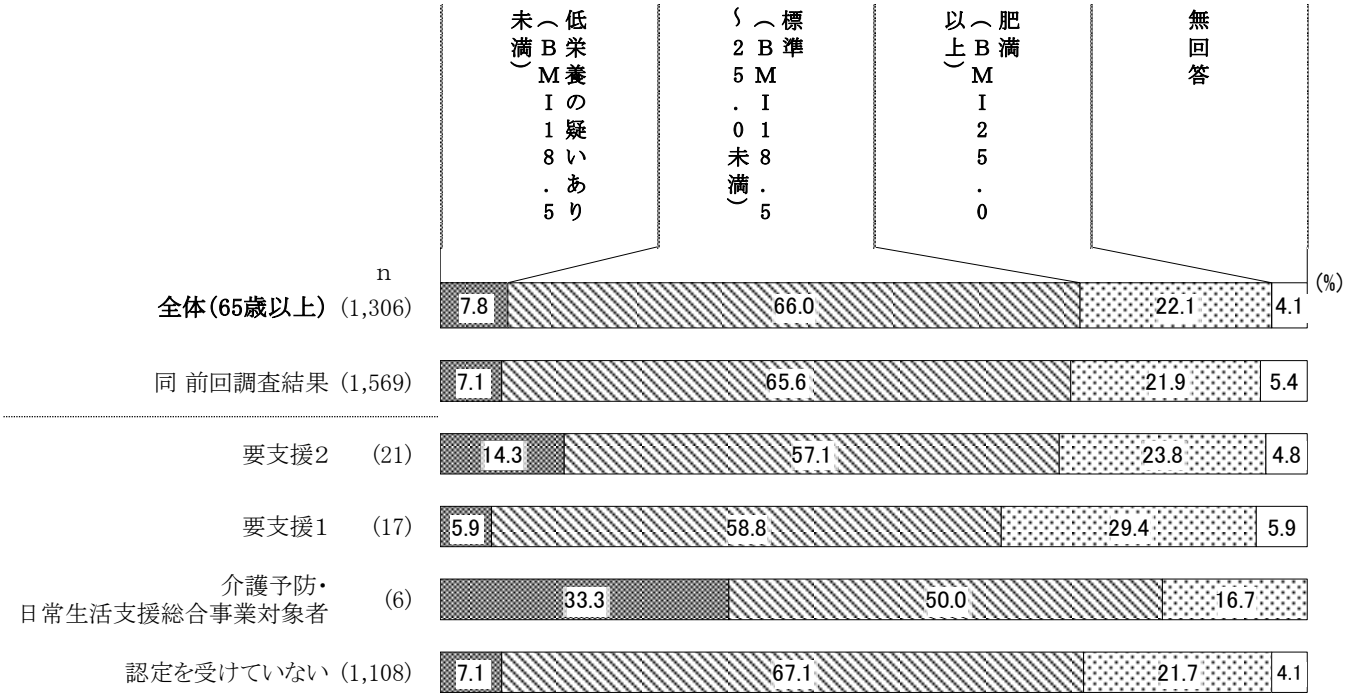

（５）口腔機能（咀嚼機能）の低下

設問内容	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。 （問４　Ｑ２）	１．はい ２．いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか。 （問４　Ｑ３）	１．はい ２．いいえ
口の渇きが気になりますか。 （問４　Ｑ４）	１．はい ２．いいえ

口腔機能については、３つの設問で２問以上、「はい」（上記の網掛け部分の選択肢）と回答している場合、口腔機能の低下が疑われる高齢者と判定。

「口腔機能の低下あり」は、全体（65歳以上）では21.7％となっています。要支援２では38.1％、要支援１では35.3％となっています。

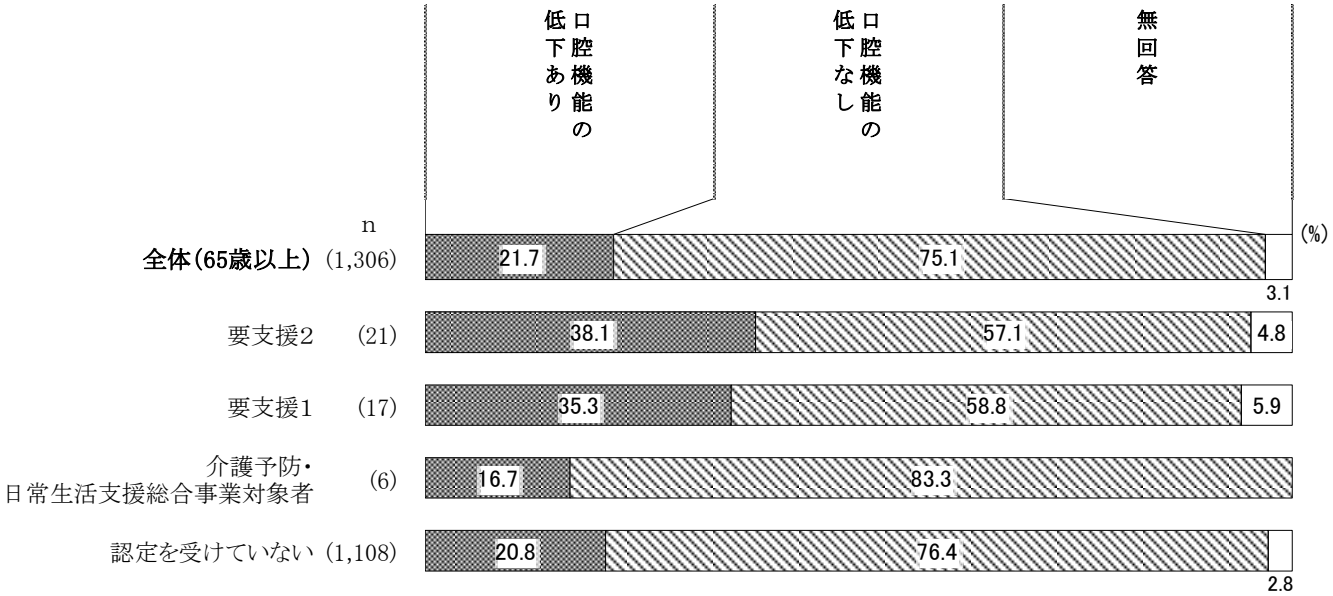

（６）義歯の有無と歯数

設問	選択肢
歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください。（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）	１．自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用 ２．自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし ３．自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用 ４．自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし

この設問は、高齢者の口腔の健康状態や義歯の使用状況を把握するためのものです。

まず、義歯の有無としては、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」と「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」を合わせた《入れ歯を利用》が、全体（65歳以上）で45.0％、要支援２では38.1％、要支援１では70.6％となっています。

次に、歯数としては、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」と「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」を合わせた《20本以上》が、全体（65歳以上）で53.5％、要支援２では47.7％、要支援１では47.0％となっています。

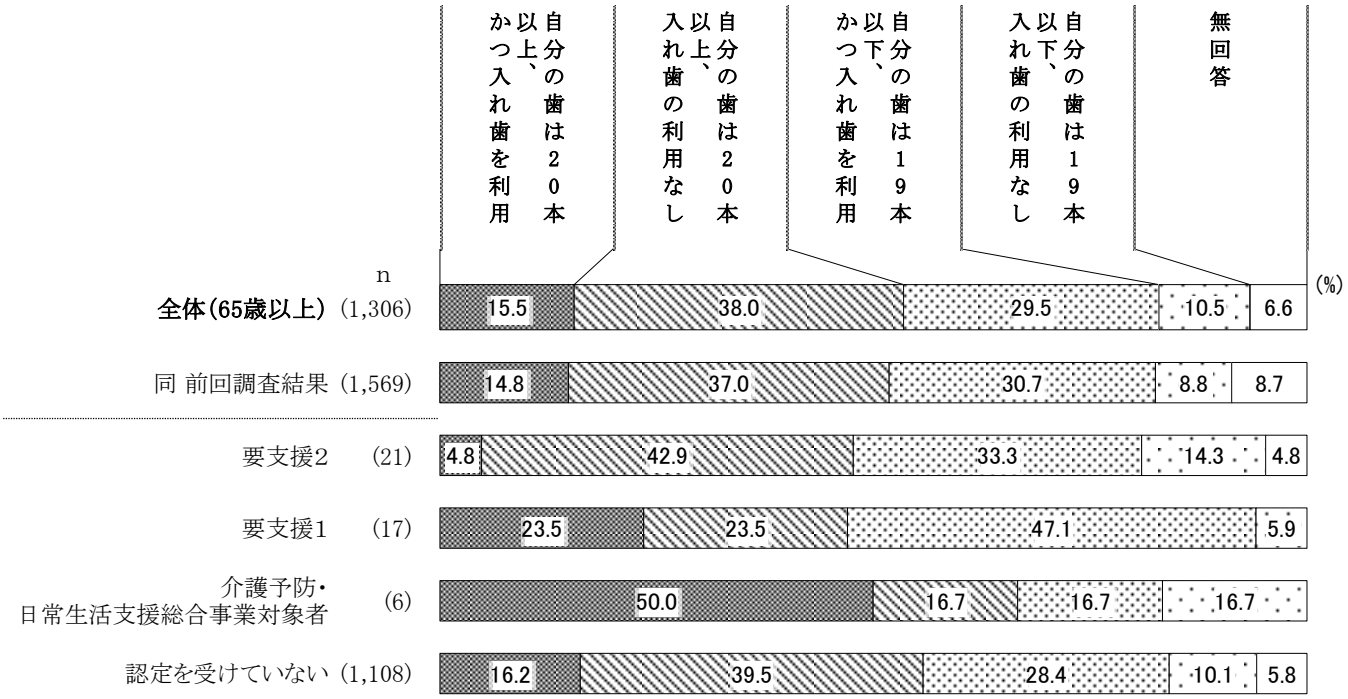

（７）孤食の状況

設問	選択肢
どなたかと食事をともにする機会はありますか。	１．毎日ある ２．週に何度かある ３．月に何度かある ４．年に何度かある ５．ほとんどない

この設問は、孤食の状況を把握するためのものです。
「毎日ある」が高くなっており、特に、全体（65歳以上）では56.3％となっています。一方、「月に何度かある」は、要支援１で29.4％となっています。また、「ほとんどない」は、要支援２で14.3％、要支援１で11.8％となっています。

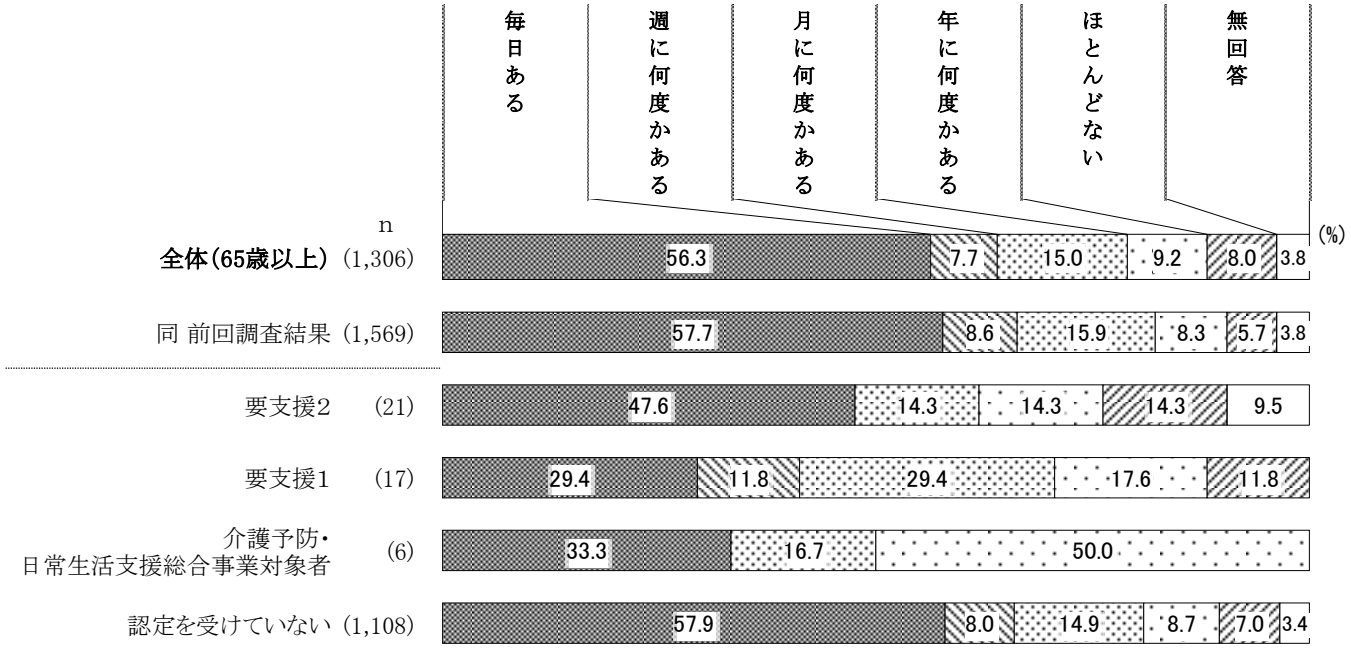

（８）認知機能の低下傾向

設問	選択肢
物忘れが多いと感じますか。	１．はい ２．いいえ

認知機能については、「はい」（上記の網掛け部分の選択肢）と回答している場合、認知機能の低下がみられる高齢者と判定。

「認知機能の低下あり」は、全体（65歳以上）では41.7％となっています。要支援２では52.4％、要支援１では58.8％と高くなっています。

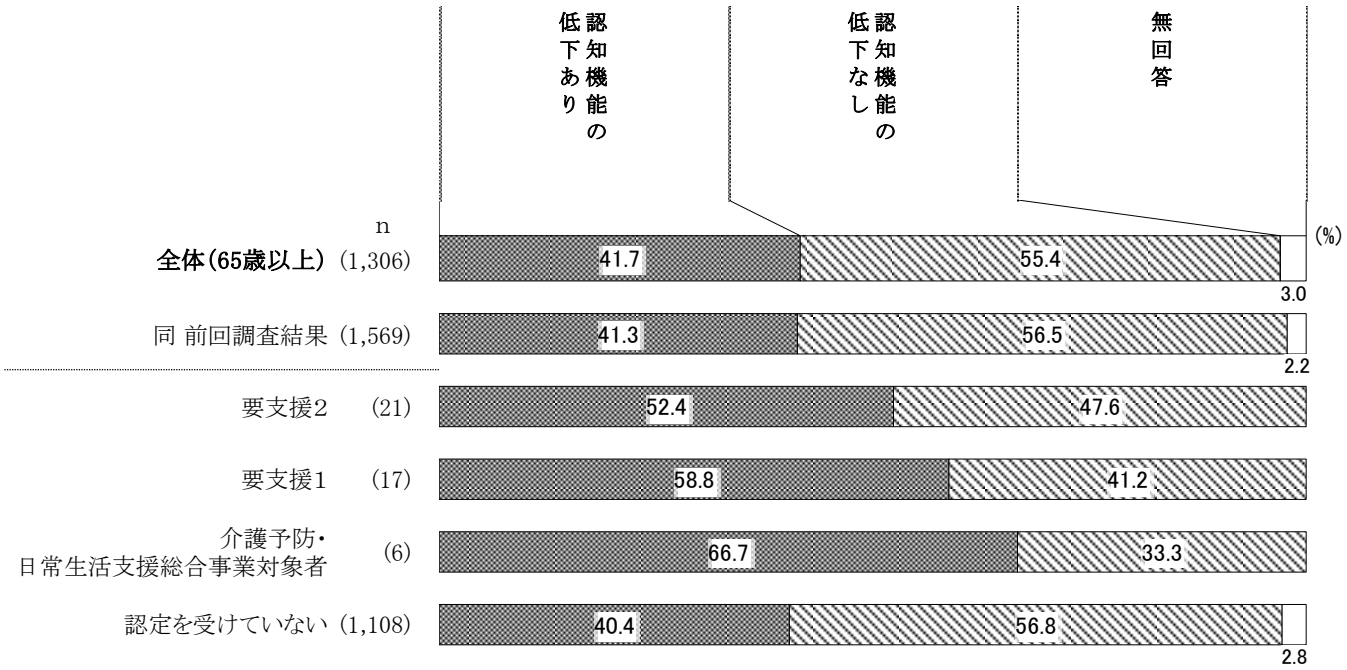

（９）うつ傾向

設問	選択肢
この１か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	１．はい ２．いいえ
この１か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	１．はい ２．いいえ

うつ傾向については、２つの設問でいずれか１つでも「はい」（上記の網掛け部分の選択肢）と回答した場合、うつ傾向のある高齢者と判定。
「うつ傾向あり」は、全体（65歳以上）で42.8％となっており、前回調査結果と比較すると、4.0ポイント増加しています。要支援２では71.4％と高くなっています。

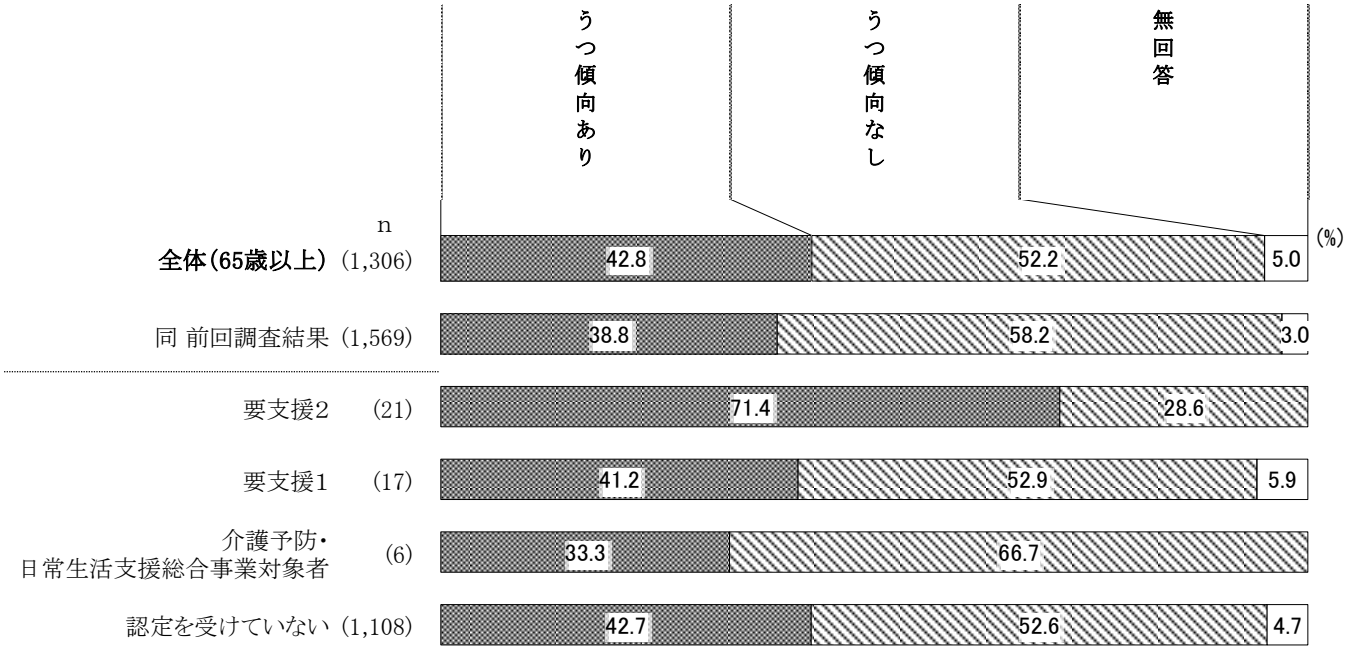

２．介護実態調査

■対象者の属性

（１）年齢

① ご本人の年齢について、ご回答ください。（１つを選択）

年齢構成をみると、「80～84歳」が26.3％、「85～89歳」が24.0％と高くなっています。

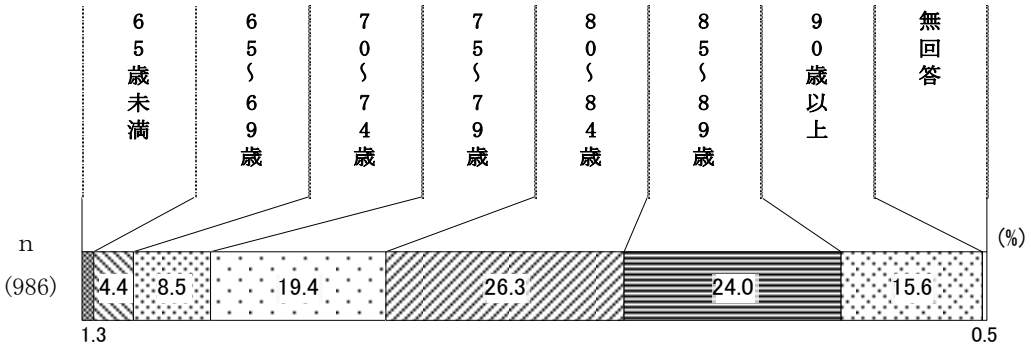

（２）要介護度

② ご本人の要介護度について、ご回答ください。（１つを選択）

要介護度をみると、「要支援１」が21.4％となり、「要支援２」19.9％、「要介護１」19.0％となっています。

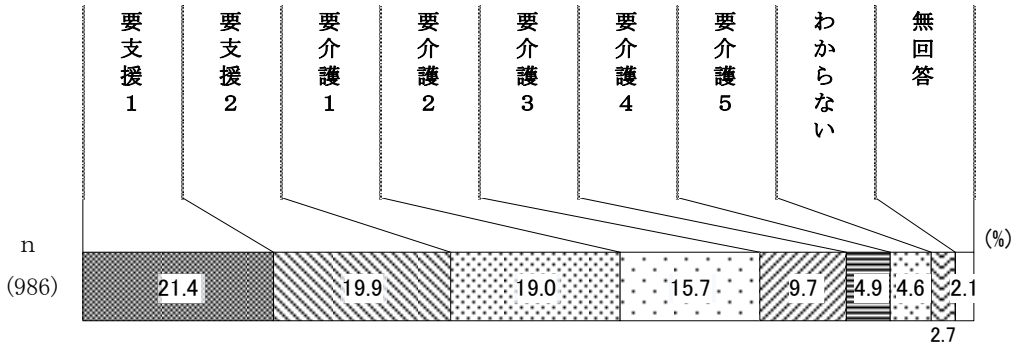

■介護保険施設、介護保険サービス

（１）介護保険施設入所・入居への検討状況

③ 現時点での、介護保険施設への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。
（１つを選択）
※「介護保険施設」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

介護保険施設入所・入居への検討状況をみると、「入所・入居は検討していない」が69.9％と高く、「入所・入居を検討している」は13.3％、「すでに入所・入居申し込みをしている」は10.8％となっています。

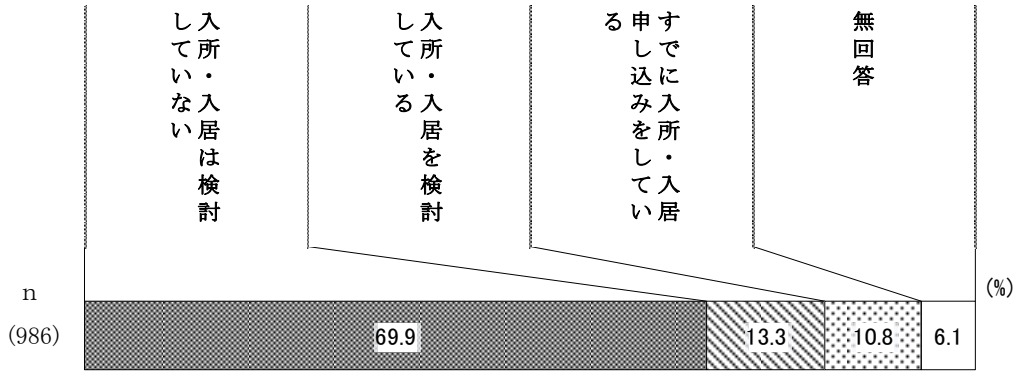

（２）介護保険サービスの利用

④ 令和２年の１月から４月の間に、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用しましたか。（１つを選択））

令和２年の１月から４月までに介護保険サービスを「利用した」は57.8％、「利用していない」は34.0％となっています。

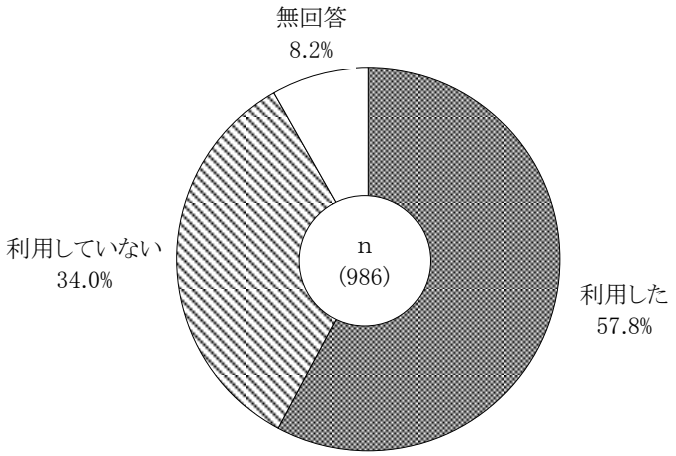

（３）利用状況

以下の介護保険サービスについて、平均的な１か月間の利用状況をご回答ください。対象の介護保険サービスをご利用になっていない場合は、「利用していない（０回、１．利用していない)」を選択してください。（それぞれ１つに〇）（⑤で「１．利用した」とお答えの方）

令和２年の１月から４までに介護保険サービスを利用した人の状況をみると、〈通所介護〉の利用が目立ち、「週２回程度」18.1%、「週３回程度」13.9%となっています。また、〈通所リハビリテーション〉の「週１回程度」「週2回程度」がともに10.5%と、ここまでが１割以上となっています。

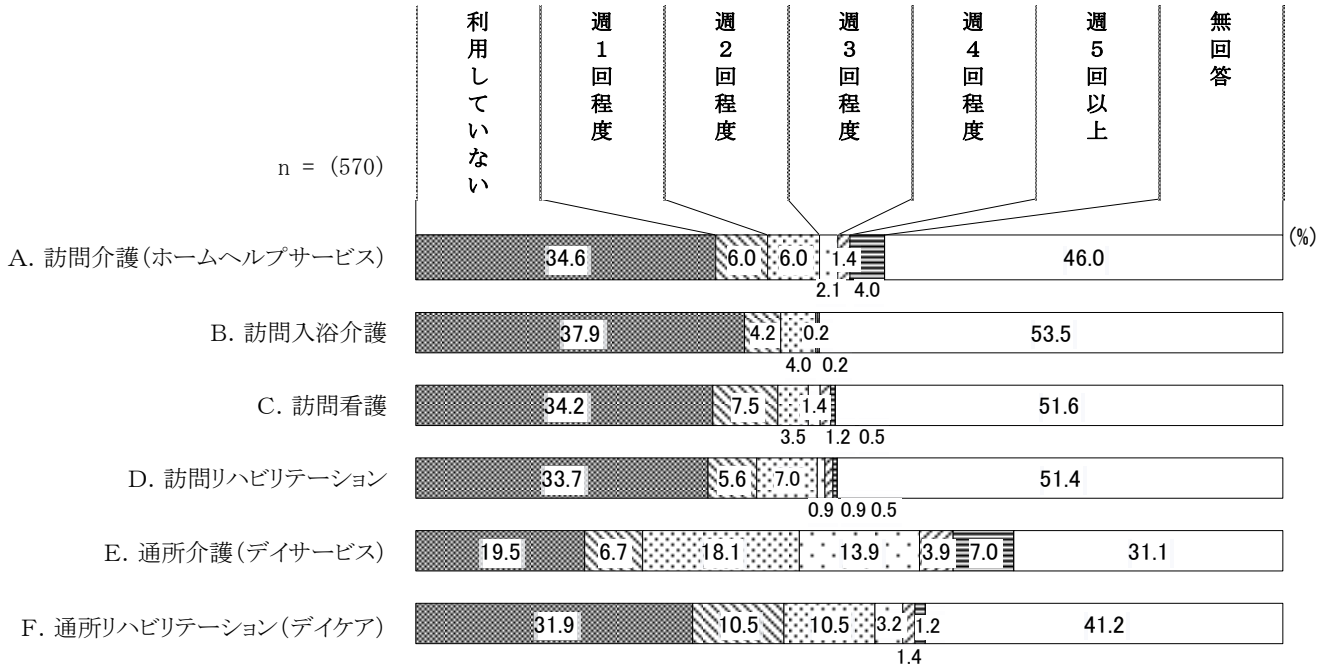

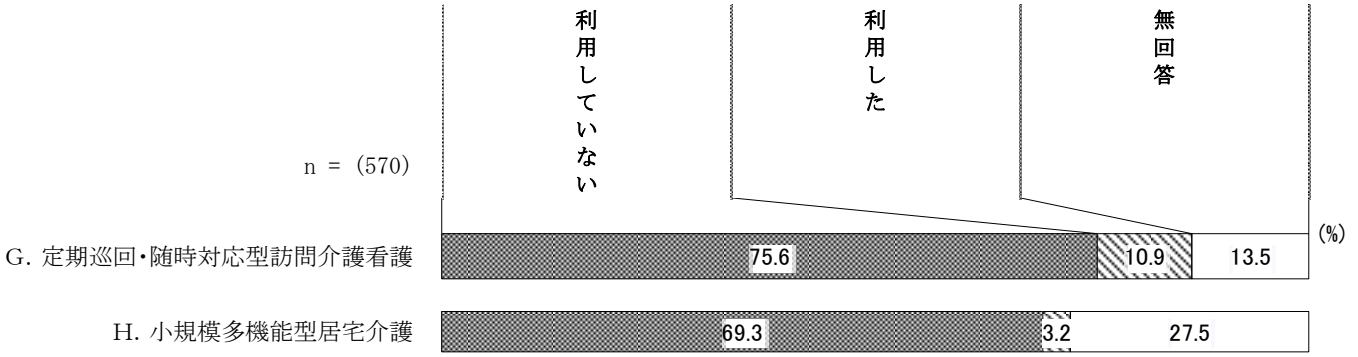

〈 Ｉ．ショートステイ 〉

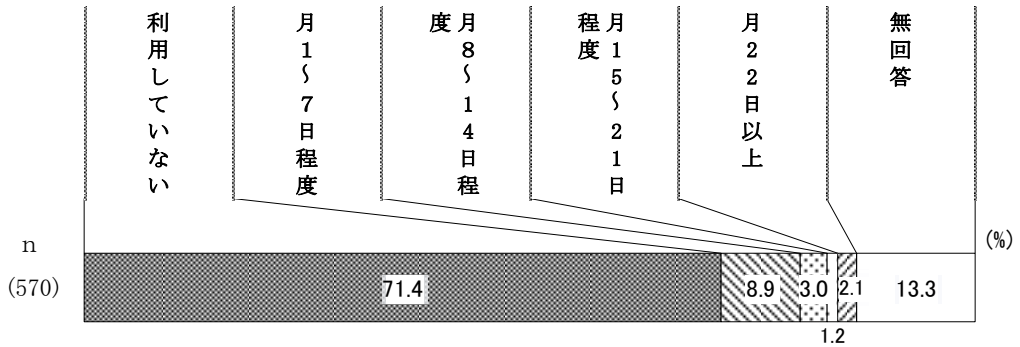

〈 Ｊ．居宅療養管理指導 〉

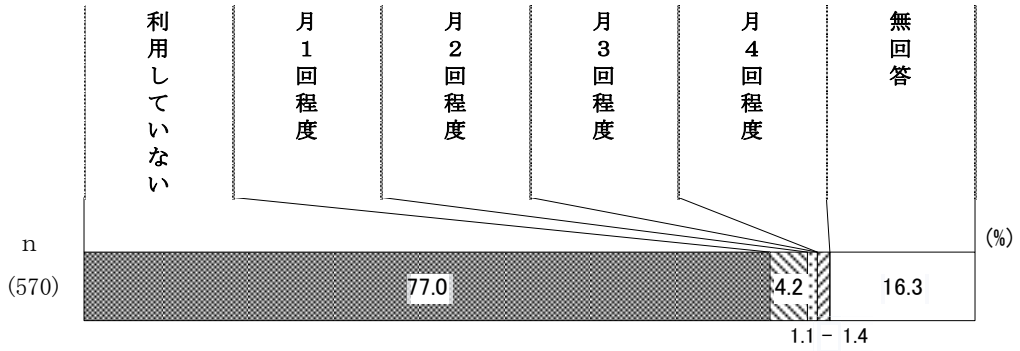

（２）利用していない理由

介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。（複数選択可）
（⑤で「２．利用していない」とお答えの方）

令和２年の１月から４月に介護保険サービスを利用していない人の理由としては、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が48.1％で最も高く、以下「本人にサービス利用の希望がない」（20.6％）、「家族が介護をするため必要ない」（13.4％）の順となっています。

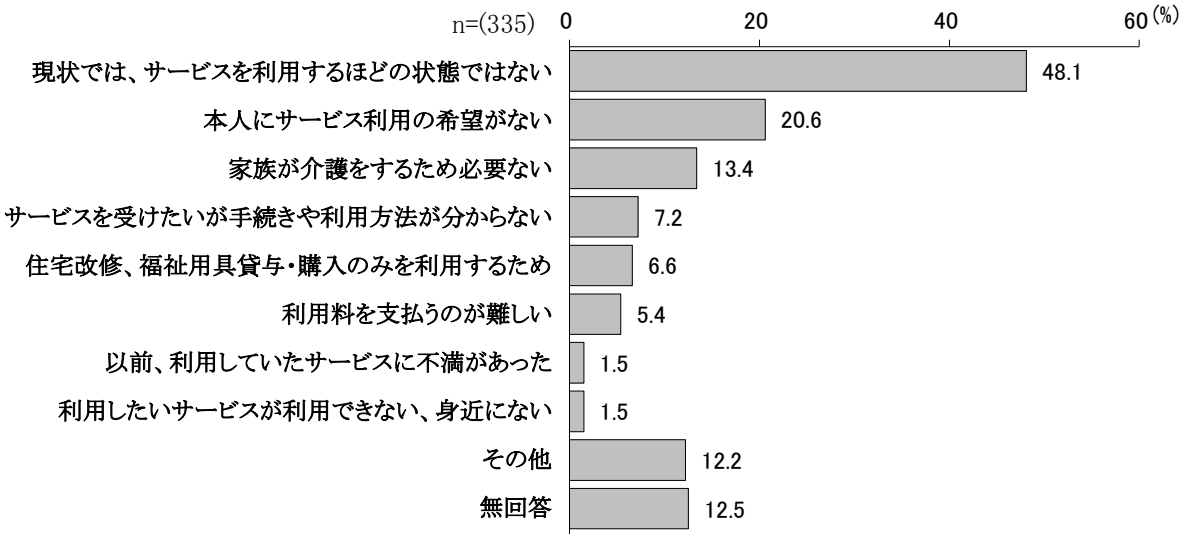

■主な介護者

（１）家族や親族で、介護を理由として過去１年の間に仕事を辞めた人の有無

⑥ ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方はいますか。（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）
※自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

家族や親族で、介護を理由として過去１年の間に仕事を辞めた人の有無をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が64.8％となっています。一方、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は7.1％、「主な介護者が転職した」は2.2％となっています。

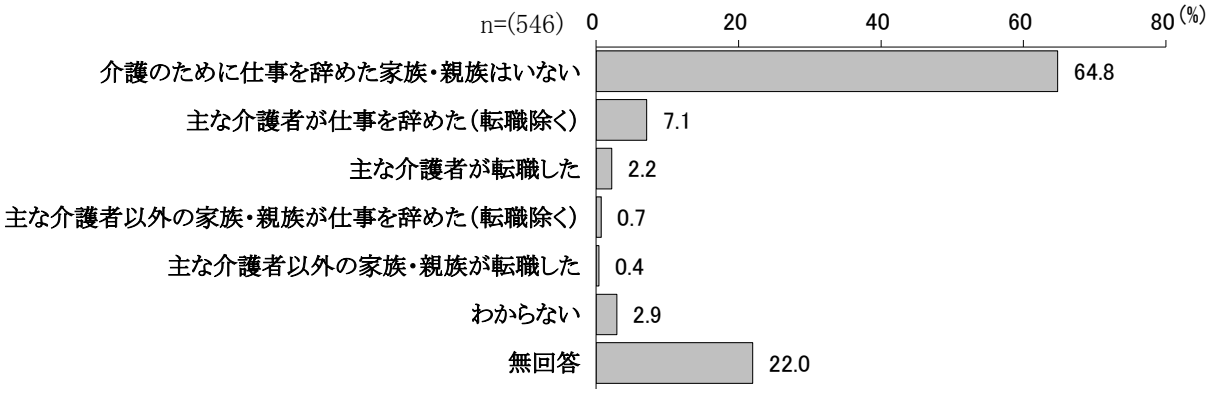

（２）主な介護者との関係

⑤　主な介護者の方は、どなたですか。（１つを選択）

主な介護者としては、「子」が54.2％、「配偶者」が31.1％となっています。

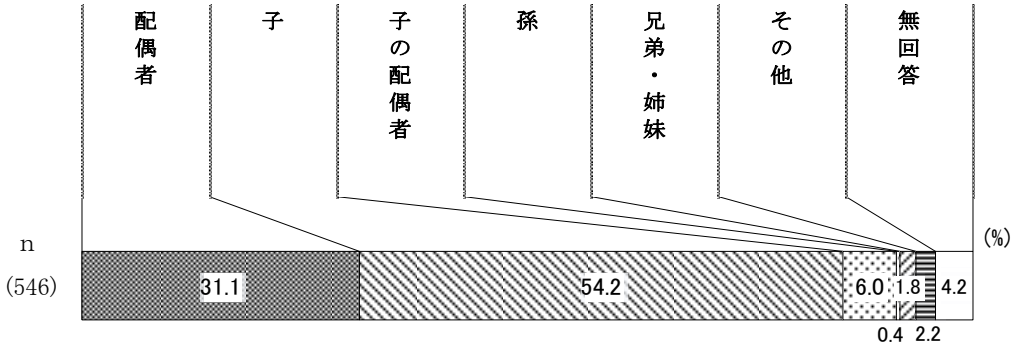

（３）主な介護者の性別

⑥　主な介護者の方の性別について、ご回答ください。（１つを選択）

介護者の性別をみると、「男性」が31.3%、「女性」が66.5%となっています。

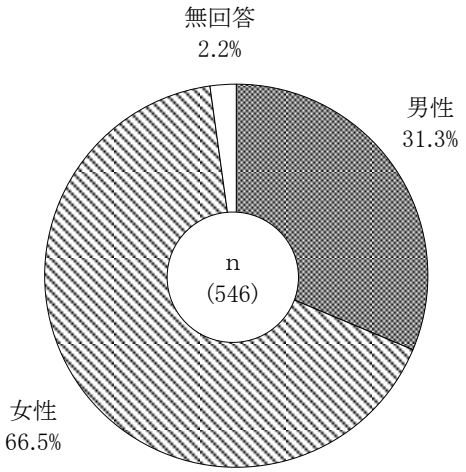

（４）主な介護者の年齢

⑦　主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。（１つを選択）

介護者の年齢をみると、「50代」が28.4%で最も高く、次いで「70代」が22.0%となっています。

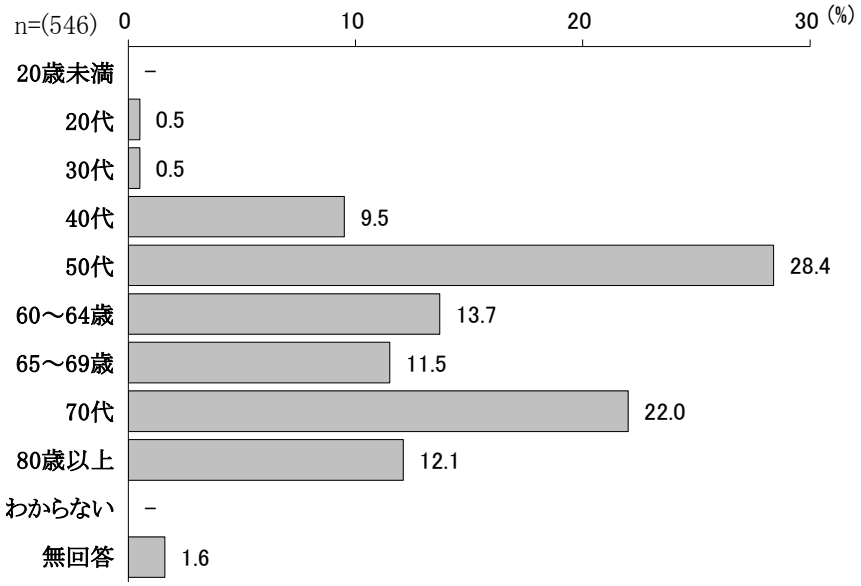

（５）主な介護者が行っている介護等

⑧　現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください。（複数選択可）

現在、主な介護者が行っている介護等としては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が84.8％で最も高く、以下「外出の付き添い、送迎等」（73.8％）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（72.0％）、「食事の準備（調理等）」（69.8％）が高い割合となっています。

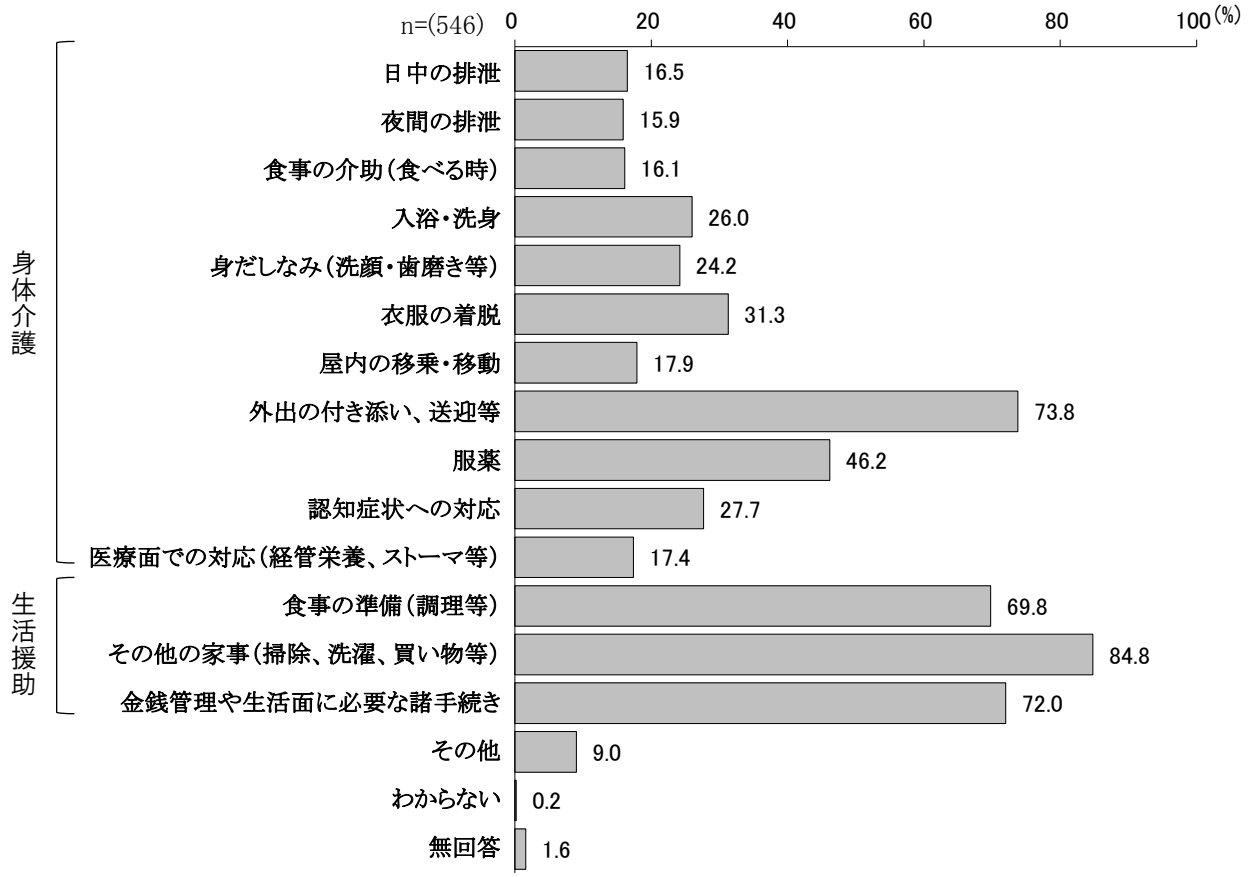

（６）現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者が不安に感じる介護等

⑪ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。（現状で行っているか否かは問いません）（３つまで選択可）

現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者が不安に感じる介護等としては、「認知症状への対応」が24.9%、「外出の付き添い、送迎等」が24.4%と高く、以下「夜間の排泄」(17.6%)、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等)」(16.1%)、「入浴・洗身」(15.8%）となっています。

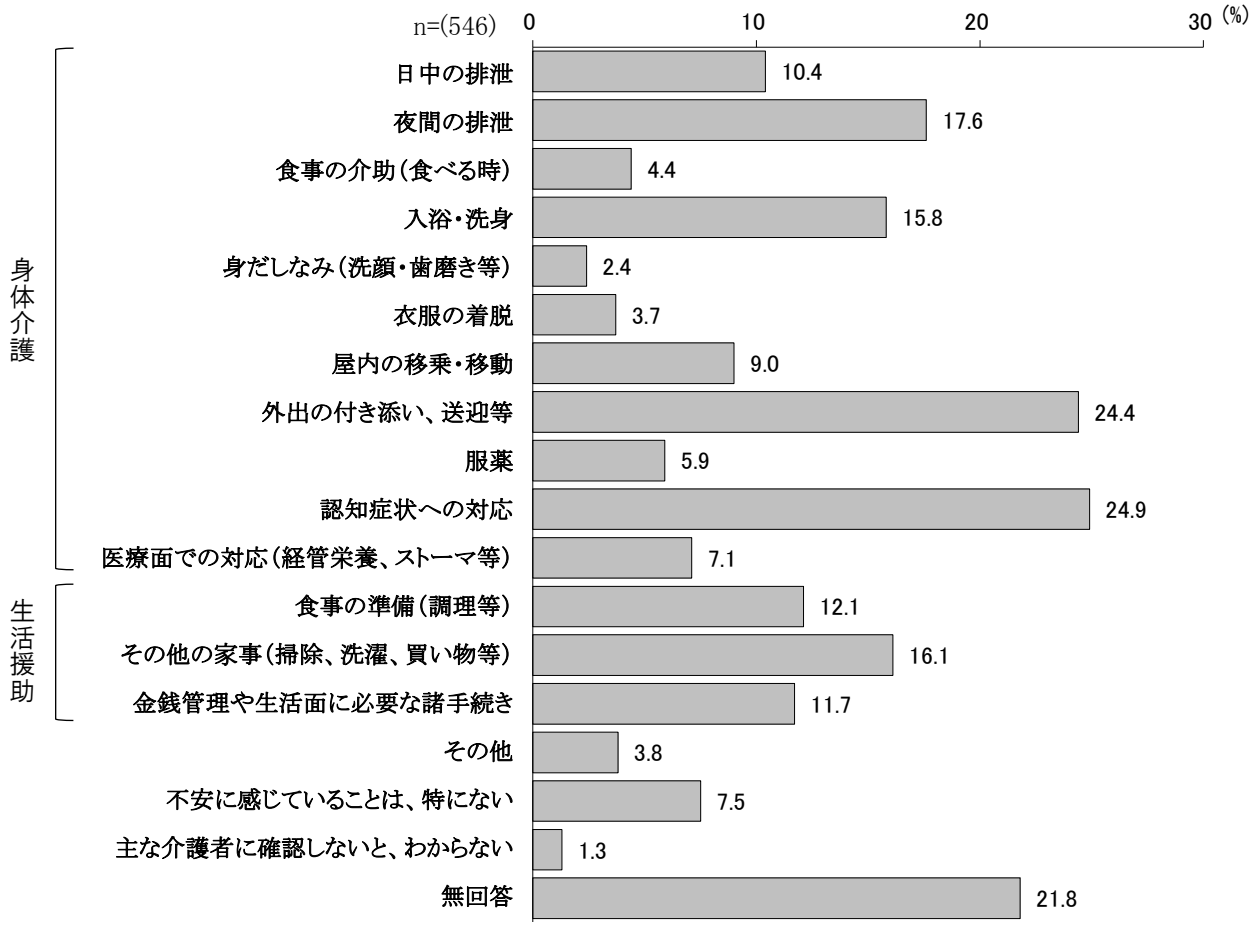

（７）主な介護者の勤務形態

⑫ 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。（１つを選択）
※「パートタイム」とは、「１週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が47.8％となっています。一方、「フルタイムで働いている」が22.0％、「パートタイムで働いている」が20.1％となっています。

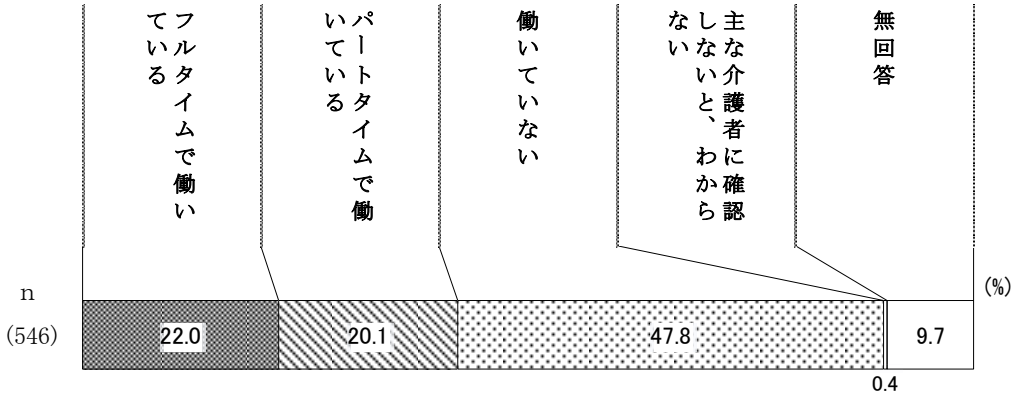

（８）働き方の調整等

主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。
（複数選択可）（⑫で「１．フルタイム～」または「２．パートタイム～」とお答えの方）

働いている主な介護者が介護をするにあたり、何か働き方の調整等をしているかという設問に対しては、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除）』しながら、働いている」が34.3％で最も高く、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が21.7％で次いでいます。一方、「特に行っていない」は36.1％となっています。

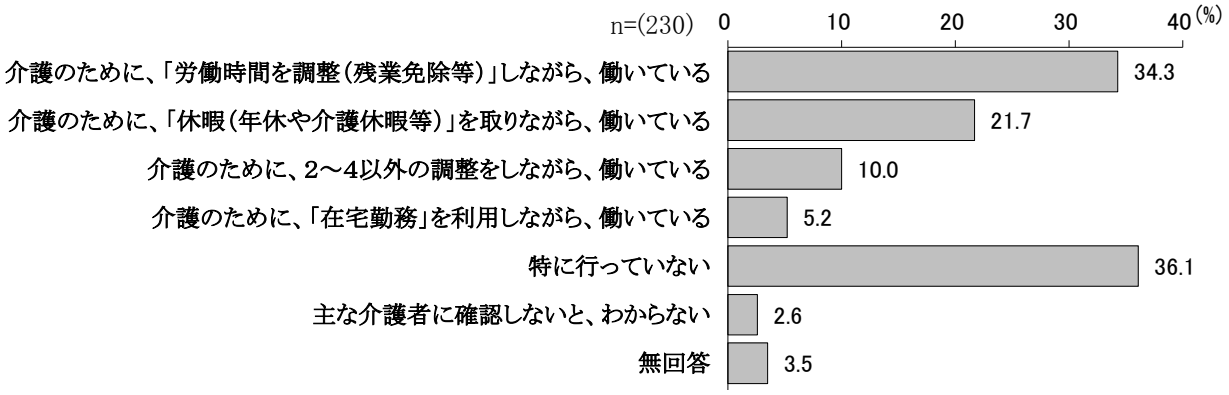

（９）仕事と介護の両立に効果があると思う、勤務先の支援

主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。（３つまで選択可）
（⑫で「１．フルタイム～」または「２．パートタイム～」とお答えの方）

働いている主な介護者が、仕事と介護の両立に効果があると思う勤務先の支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 33.5％で最も高く、以下「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（25.7％）、「制度を利用しやすい職場づくり」（24.3％）、「介護をしている従業員への経済的な支援」（23.0％）の順となっています。

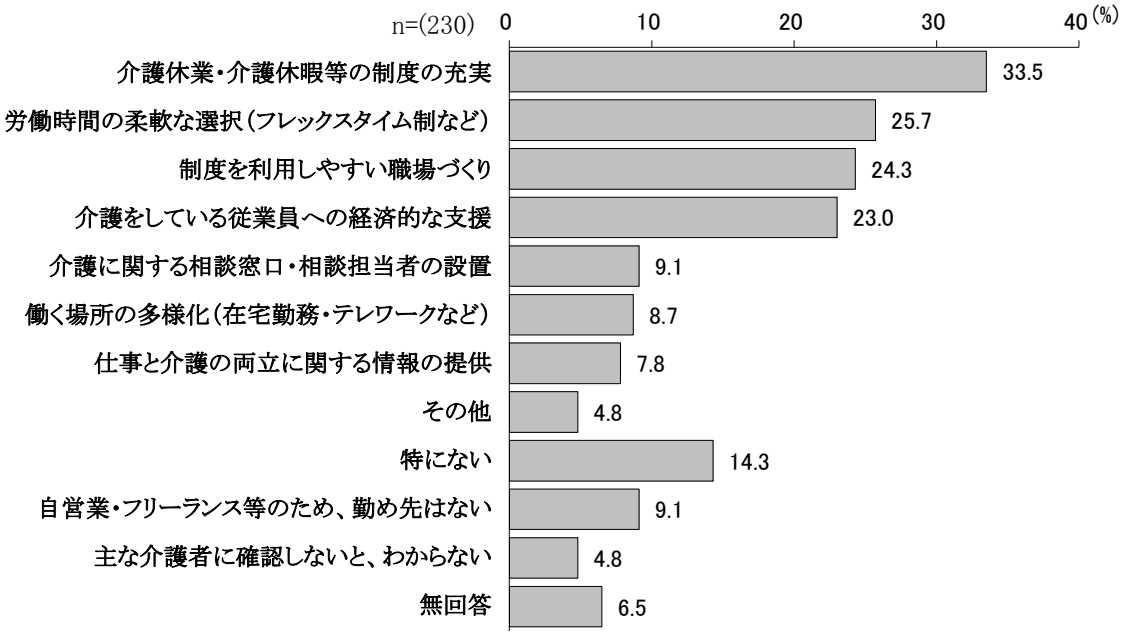

（１０）仕事と介護の両立の継続

主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。（１つを選択）
（⑫で「１．フルタイム～」または「２．パートタイム～」とお答えの方）

働いている主な介護者に、今後も仕事と介護の両立を続けていけるかきいたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」が 57.4％で最も高く、これに「問題はなく、続けていける」（17.0％）を合わせた《続けていける》が 74.4％となっています。一方、「続けていくのは、かなり難しい」（8.7％）と「続けていくのは、やや難しい」（10.0％）を合わせた《難しい》は 18.7％となっています。

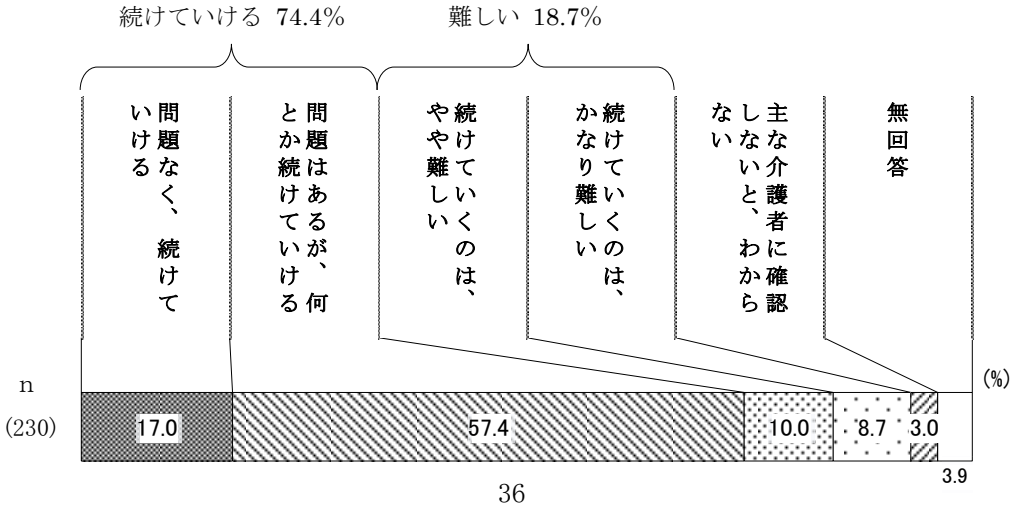

第３部

計画の基本的な考え方

１.基本理念

本計画では、高齢者の方が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、『ともに支えあい、生涯にわたって、いきいきと生活できるまち・四街道』を基本理念として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な施策展開を図っていきます。

「ともに支えあい、生涯にわたって、
いきいきと生活できるまち・四街道」

すべての高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで、人間としての尊厳をもって、自分らしく、自立して生きることのできる社会が求められています。

そのためには、生涯にわたって市民が健康で生きがいをもって、社会の様々な分野で活動していけるよう、社会全体で支援していくとともに、例え、心身の状態によって何らかの支援が必要になった場合でも、自分に最もふさわしい支援を受けながら、安心安全に生活できる支援体制を構築していくことが重要です。

こうしたことから、***「ともに支えあい、生涯にわたって、いきいきと生活できるまち・四街道」***を基本理念として、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」とを相互に連携させながら、本計画の実現を図ります。

とくに、本計画では、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりをより一層推進し、地域包括ケアシステムのさらなる強化を図っていきます。また、医療と介護の連携や、認知症の初期集中支援への取り組みを強化し、安心安全に生活できる支援体制の整備を図ります。

２.基本目標・施策体系

基本理念を実現していくため、次の４つの基本目標をもとに施策を推進します。

基本目標１　自立生活を支える保健福祉事業の推進

高齢者の方が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らしていくためには、それぞれの地域で自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防の重度化防止に取り組むことが必要です。

そのためには、疾病の予防と早期発見・早期対応、健康の維持・増進のための健康診査や健康教室等の充実を図る必要があります。

このようなことから、**「自立生活を支える保健福祉事業の推進」**を基本目標として事業の展開を図ります。

（１）健康の維持・増進

- ①健康よつかいどう２１プランの推進
- ②特定健康診査及び健康診査の充実
- ③検診の充実
- ④健康相談・健康教育の充実
- ⑤高齢者等予防接種
- ⑥歯科保健事業の充実
- ⑦高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ⑧認知症予防の推進

（２）自立生活を支える在宅福祉サービスの充実

- ①緊急通報装置設置サービス
- ②にこにこサービス
- ③家庭ごみの戸別収集
- ④福祉タクシー利用助成

（３）高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ①道路環境の整備
- ②公共施設のバリアフリー化推進
- ③移動手段の充実

基本目標２　社会参加と生きがいづくりの促進

元気な高齢社会を確立していくためには、高齢者が地域社会の中で生きがいや自らの経験や知識を生かし、社会参加していく地域づくりを重視した取組が必要です。

そのためには、高齢者一人ひとりが地域の中で、性別や年齢を超えて活動できるよう、交流の場の整備や学習の機会を拡充することが重要です。

また、就労意欲のある高齢者に対する就業機会の創出に向けた取組や、ボランティア活動等を通じた社会参加を促進し、その幅広い見識と豊かな人生経験を社会に活かす仕組みを整備していくことが重要です。

このようなことから、**「社会参加と生きがいづくりの促進」**を基本目標として事業の展開を図ります。

（１）社会参加・交流活動の促進

- ①高齢者の就業機会の確保
- ②シニアクラブ活動の充実
- ③ボランティア活動の充実
- ④地区社会福祉協議会活動の充実
- ⑤みんなで地域づくりの推進
- ⑥世代間交流活動の充実
- ⑦自然環境を活用した交流の場づくりの推進

（２）生涯学習活動の促進

- ①生涯学習の推進
- ②公民館講座の充実
- ③生涯スポーツの推進

（３）地域福祉活動の拠点整備

- ①地域福祉活動の拠点の提供
- ②高齢者の活動拠点づくりの推進

基本目標３　相談体制の充実と地域支援体制の構築

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくことが重要です。

このため、高齢者が様々な生活支援ニーズに対応した包括的な相談支援を継続的に受けられる体制を充実することが重要であり、地域包括支援センターの機能の一層の強化や、認知症高齢者への支援体制の充実、権利擁護のための施策を進めていく必要があります。

さらに、地域住民のつながりや絆、多様な主体との連携により、高齢者や介護をする家族の孤立化・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みを推進していく必要があります。

このようなことから、**「相談体制の充実と地域支援体制の構築」**を基本目標として事業の展開を図ります。

（１）相談・情報提供体制の充実

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②苦情相談・処理体制の充実
- ③介護相談員派遣事業の充実
- ④介護保険制度に対する理解の促進
- ⑤介護保険事業者等の情報提供の充実

（２）介護者の支援

- ①介護者自助グループ活動の支援
- ②介護用品給付引換券の交付
- ③介護休業・介護休暇等の制度の周知啓発

（３）在宅医療・介護連携の推進

- ①関係機関の連携強化
- ②在宅医療・介護連携に関する普及啓発
- ③かかりつけ医等を持つことの啓発
- ④医療機関等の情報提供の充実

（４）地域の見守り体制の充実

- ①民生委員活動への支援
- ②敬老事業による見守り活動の充実
- ③避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備

（５）認知症高齢者とその家族の支援

- ①認知症に関する理解の促進
- ②早期発見・早期対応に向けた取組
- ③認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり

（６）高齢者の権利擁護

- ①高齢者虐待防止ネットワークの推進
- ②成年後見制度の周知
- ③養護老人ホームへの適切な入所措置

基本目標４　介護保険サービスの充実

高齢者が支援や介護が必要になったとき、自らの選択によって、自らに最もふさわしい介護サービスを利用できる体制を充実させることが求められています。高齢者一人ひとりが、その人の心身の状態に最も合ったきめの細かい支援が受けられるよう、介護サービスの充実を図らなければなりません。

そのためには、施設・サービスなどの量的確保と、介護人材育成などの質的確保の両面から総合的に提供基盤の整備を図る必要があります。

このようなことから、**「介護保険サービスの充実」**を基本目標として事業の展開を図ります。

（１）居宅サービスの基盤整備

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護・介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション
- ⑥短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護
- ⑦特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ⑨居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑩居宅介護支援・介護予防支援
- ⑪その他

（２）施設サービスの基盤整備

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設・介護医療院

（３）地域密着型サービスの基盤整備

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②地域密着型通所介護
- ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護

（４）介護保険サービスの質的向上

- ①適正な要介護認定の実施
- ②介護給付費の適正化
- ③事業者支援を通じたサービスの質の向上
- ④共生型サービスの普及
- ⑤介護人材の確保
- ⑥災害・感染症対策

（５）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業の実施
- ②介護予防ケアマネジメントの支援
- ③生活支援体制整備事業の推進
- ④一般介護予防事業の実施

３.重点施策

第８期計画においては、近年の四街道市の高齢者の状況や国の方針を踏まえて、次の４つを、重点的な取り組みとして位置付け、関連施策・事業の積極的な展開を図ります。

団塊の世代が後期高齢者となる令和７年、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年を見据えると、予防や介護、医療の需要は今後さらに増加することが考えられることから、第８期計画においては、高齢者とその家族が様々な場面で適切な支援を受けることのできる仕組みをさらに発展、充実させていくことが求められます。

そのためには、地域包括支援センターを中核とする、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進展させるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

１　地域共生社会の実現に向けた相談体制の充実と地域の支えあいの推進

地域包括支援センターは、介護予防のためのマネジメントから、地域の高齢者とその家族に対する相談、さらには高齢者の虐待防止や権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援まで、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを中心として、高齢者とその家族に対する総合的な支援を行っています。

急速に進行している多様化・複雑化する超高齢社会へ対応し、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向け機能強化を図ってきました。

第８期計画では、地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者、障害者、子育て、生活困窮など個別の分野を超えた包括的な支援体制の構築を目指し、他の支援機関との連携を進めていきます。

また、生活支援コーディネーターを中心として、「四街道市地域支えあい推進会議」を活用し、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の介護予防・生活支援サービスを担う多様なサービス提供者の発掘、育成、支援を推進し、地域の支えあいを一層推進していきます。

重　点　事　業

●地域包括支援センターの機能強化（61ページ）
●生活支援体制整備事業の推進（81ページ）

２　在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係団体が緊密に連携して、包括的で継続的な在宅医療・介護を提供する体制の充実が求められています。

四街道市では、「四街道市在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、地域の医療・介護関係者等からの相談を受け付け、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整などを行っています。また、地域の医療・介護関係者の連携を実現するための研修や地域住民への在宅医療・介護に関する普及啓発講座を開催しています。

今後も、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討や医療・介護関係者の情報共有の支援などを地域包括支援センター等の関係機関と連携し、推進していきます。

また、地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、医療・介護関係者の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要なため、地域住民向けに在宅医療や介護サービス、認知症や看取りなどに関する普及啓発を進めていきます。

重　点　事　業

●関係機関の連携強化（64ページ）
●在宅医療・介護連携に関する普及啓発（64ページ）

３　認知症高齢者が地域で自分らしく暮らし続けるための施策の推進

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる環境が求められています。

第 7 期計画では、認知症サポーターのステップアップ講座やボランティア登録、認知症カフェの設置等、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めてきました。

今後は、認知症予防のための講座や情報提供等を行うとともに、認知症高齢者本人や介護者が意見を発信する機会を作る等、認知症に関するより深い理解の促進を図ります。また、早期対応することで、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に関する相談場所の周知や認知症初期集中支援チームの活動を推進していきます。そして、認知症高齢者が安心して外出できる体制づくりやボランティアを活用した地域で支える仕組みづくり、介護者負担軽減のための認知症カフェ等の推進を図ります。

重　点　事　業

- ●認知症予防の推進（54ページ）
- ●認知症に関する理解の促進（66ページ）
- ●早期発見・早期対応に向けた取組（66ページ）
- ●認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり（66ページ）

４　介護予防・健康づくり施策の充実・推進

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれることから、今後は多様な生活支援の充実が求められています。自立の促進や重度化予防を推進するために、自立支援に向けたサービスを展開していきます。

高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康に生活していくためには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが求められます。疾病の重症化やフレイルを始めとする、多様な問題を抱える高齢者に対して、保健事業と介護予防を一体的に行うことで、きめ細やかな支援を行っていきます。また、身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、通いの場の活動を通じ、地域の人々が一体となって、健康づくりに取り組める仕組みづくりを推進していきます。

重　点　事　業

●介護予防・生活支援サービス事業の実施（81ページ）
●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（54ページ）
●一般介護予防事業の実施（82ページ）

第４部

施策の展開

基本目標１　自立生活を支える保健福祉事業の推進

施策の方針（１）健康の維持・増進

施策名	①健康よつかいどう２１プランの推進	担当課	健康増進課
事業内容	「第２次健康よつかいどう２１プラン」に基づき、生涯を通じた健康づくりへの取り組みを推進します。 加齢による健康リスクに備え、将来要介護状態になることを予防するためには、生活習慣病予防をはじめ、運動器や認知機能が低下しないよう若い頃から健康づくりに取り組むことが大切です。 一人ひとりが「自らの健康は自らつくる」という意識を持ち、自らの健康状態や生活習慣を振り返ることができるよう支援していきます。また、健康づくりが大切だとわかっていてもなかなか行動変容ができない人も、自ら健康づくりに取り組むことができるような仕組みづくりをしていきます。		

施策名	②特定健康診査及び健康診査の充実	担当課	国保年金課、健康増進課
事業内容	特定健康診査は 40 歳以上の国民健康保険加入者を対象に、健康診査は主に後期高齢者を対象に、心臓病や脳卒中等の循環器疾患、糖尿病等、内臓脂肪の蓄積による肥満が原因となるメタボリックシンドローム予防の一環として実施します。 特定健康診査により抽出されたメタボリックシンドローム基準の該当者には特定保健指導を行い、栄養や運動等に関する正しい知識を伝え、自己の健康状態を確認するとともに、改善するための目標を自ら立てることで、行動変容につなげ、生活習慣の改善を目指します。 メタボリックシンドロームのみならず、広く生活習慣病予防ができるよう健診内容を充実させるとともに、受診率向上に向け、未受診者への勧奨通知を AI（人工知能）によるデータ分析に基づき対象者を算出し、特性に合わせた勧奨通知送付による未受診者対策事業を実施します。		

区　分		単位	実績値	目標値		
			令和元年度	３年度	４年度	５年度
特定健康診査	受診率	%	33.1	41.0	42.0	43.0

資料：国保年金課

施策名	③検診の充実	担当課	健康増進課

事業内容

各種がん検診や骨粗しょう症、成人歯科検診、肝炎ウイルス検診を行い、疾病の早期発見や早期治療を目指します。

検診を受ける体力の低下した高齢者の増加がみられるため、個別に対応でき、より安全に配慮した個別検診をすべての検診で選択できるようにしています。

今後は、医療管理中や治療中の人が増加することが予想されますが、検診対象者に対してその必要性や受診機会の周知を引き続き行うとともに、検査を受けるための注意の周知など、より安全に実施できる体制を整えていきます。

精密検査未受診者には個別に受診勧奨を行い、検診結果を活かせるように支援していきます。

■施策の実績と実施目標

区　分		単位	実績値	目標値		
			令和元年度	３年度	４年度	５年度
胃エックス線	個別委託医療機関数	箇所	1	1	1	1
	受診者数（65歳以上）	人	2,469	2,500	2,500	2,500
胃内視鏡	個別委託医療機関数	箇所	4	5	5	6
	受診者数（65歳以上）	人	139	200	200	250
大腸がん	個別委託医療機関数	箇所	23	23	23	24
	受診者数（65歳以上）	人	5,231	5,300	5,300	5,300
肺がん	個別委託医療機関数	箇所	4	4	4	5
	受診者数（65歳以上）	人	4,667	5,000	5,000	5,000
乳がん	個別委託医療機関数	箇所	4	4	4	5
	受診者数（65歳以上）	人	3,181	3,200	3,200	3,200
子宮頸がん	個別委託医療機関数	箇所	3	3	3	4
	受診者数（65歳以上）	人	989	1,000	1,000	1,000
成人歯科	個別委託医療機関数	箇所	31	29	29	29
	受診者数（65歳以上）	人	21	15	15	15
骨粗しょう症	個別委託医療機関数	箇所	19	19	19	19
	受診者数（65歳以上）	人	200	200	250	250
肝炎ウイルス	個別委託医療機関数	箇所	27	27	27	27
	受診者数（65歳以上）	人	275	250	225	200

※受診者数は集団検診と個別検診の合計　　資料：健康増進課

施策名	④健康相談・健康教育の充実	担当課	健康増進課

事業内容

健康の保持増進と疾病予防を目的として健康相談・健康教育を実施します。

健康相談は、保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、心身の健康等の相談に応じ、生活習慣の問題点を見出し、改善に取り組めるよう個別に支援しています。

健康教育は、各種教室や出前講座、検診時の待合等、多様な機会を捉えて実施しています。

様々な年齢層や対象者に合わせながら、今後も継続して実施していきます。

■施策の実績と実施目標

区　分		単位	実績値	目標値		
			令和元年度	３年度	４年度	５年度
健康相談	回　数	回	176	180	180	180
	延人員	人	336	340	340	340
健康教育	回　数	回	155	200	200	200
	延人員	人	21,823	21,850	21,850	21,850

資料：健康増進課

施策名	⑤高齢者等予防接種	担当課	健康増進課

事業内容

高齢者の予防接種は、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチン予防接種があり、いずれも接種する法律上の義務はない予防接種です。これらは一定程度副反応もあるため、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種することができます。

インフルエンザ予防接種の対象者は、65歳以上の接種を希望する人です。高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者は、過去に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）を受けたことのない、接種を希望する人のうち、令和5年度までは65歳から100歳までの５歳刻みの人です。

初めて対象者になったときや接種を希望する人には、説明書等で予防接種のメリット・デメリットを周知します。千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業等を行い、普段の健康状態を把握している主治医のもとで安全に予防接種が受けられるよう努めていきます。

施策名	⑥歯科保健事業の充実	担当課	健康増進課

事業内容

高齢期になっても口腔機能が維持できるように、歯科医師会等と連携・協力し、訪問による診療や相談、口腔機能の維持改善についての周知啓発を行います。また、歯科健診を受ける機会が少なくなる20代以降の成人に対し、かかりつけ歯科医を持つこと、定期的に歯科健診を受けることの推奨や成人歯科健診の利用促進のための周知を行います。

施策名	⑦高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者は疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有していることから、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康寿命を延伸することを目指します。 医療・介護データを分析して健康課題を把握し、疾病予防や重症化予防への個別支援を行うとともに、通いの場でフレイル予防についての健康教育や健康相談を行うなど、身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう支援します。 また、効果的かつきめ細やかな支援を行うため、医療関係団体等や関係各課との連携を図っていきます。		

施策名	⑧認知症予防の推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症は生活習慣の見直しや早期治療により、発症を予防し、進行を遅らせることが判明してきました。 そのため、認知症が発症していない方に対しては、認知症の発症の予防方法について、初期症状の方やその家族に対しては、認知症の進行を遅らせるための対応方法について普及啓発していきます。また、運動不足の改善や生活習慣病の予防が認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにすることが示唆されていることから、年代を問わず認知症や認知症予防の方法を学べる機会を増やすため、関係各課との連携を図っていきます。		

施策の方針（２）自立生活を支える在宅福祉サービスの充実

施策名	①緊急通報装置設置サービス	担当課	高齢者支援課
事業内容	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時に通報できる専用機器を設置しています。 利用者の疾病、災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応することができるようにサービス内容の周知を図るとともに、民生委員や地域包括支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支援していきます。 また、事業を適切に推進するために、必要に応じて適宜、実施方法の見直しを行っていきます。		

■施策の実績と実施目標

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
設置台数	台	604	660	680	700

資料：高齢者支援課

施策名	②にこにこサービス	担当課	社会福祉課
事業内容	にこにこサービスとは、高齢等の理由により、本人や家族、公的サービスだけでは補いきれない日常生活上の家事等の負担を軽減するために、市民の参加と協力により会員制で行われる有償の家事援助サービスのことです。 住民相互の助け合いにより、安心して生活できる仕組みづくりを行っている社会福祉協議会に対し、今後も継続して支援していきます。		

施策名	③家庭ごみの戸別収集	担当課	廃棄物対策課、クリーンセンター 高齢者支援課、障害者支援課
事業内容	高齢者や障害のある人のみの世帯のうち、集積所へのごみ出しが困難で、他に協力が得られない人を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施しています。 また、見守り活動の一環として、ごみ出し状況から異変等が見られた場合には、ご家族等への連絡も行っています。 今後も事業を継続し、広報などを通じ、事業の周知を図ります。		

施策名	④福祉タクシー利用助成	担当課	高齢者支援課
事業内容	寝たきり高齢者の社会生活の範囲を広め、もって福祉の増進を図ることを目的に、タクシーの利用助成を行います。		

施策の方針（３）高齢者にやさしいまちづくりの推進

施策名	①道路環境の整備	担当課	土木課・市街地整備課
事業内容	市で管理している道路の整備や維持管理を計画的に行い、高齢者の気軽で安全な外出を支援していきます。 都市計画道路整備については、「都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画に沿った道路整備を行い、道路新設事業については、費用対効果を勘案し道路整備を行います。		

施策名	②公共施設のバリアフリー化推進	担当課	関係各課
事業内容	既存の公共施設については、トイレの改修や車いす対応型スロープの設置等を行いバリアフリー化を進めてきました。 今後も利用者の安全の確保や利便性の向上を念頭に置いたバリアフリー化を推進していきます。		

施策名	③移動手段の充実	担当課	社会福祉課
事業内容	社会福祉協議会は、高齢者等の社会参加を目的として、福祉カーの貸付事業を運営するとともに、移送のための人材を確保するために移送ボランティアの養成講座を開催しており、四街道市はその活動を支援しています。 また、道路運送法第78条では、ＮＰＯ等が福祉目的のため、国土交通大臣が行う登録を受けて有償で要介護状態の高齢者等の移動制約者を輸送することができるとされており、現在、３つの事業者が事業に取り組んでいます。 今後も引き続き、より多くの高齢者の移動手段となるよう、各事業の充実に努めるとともに、広報等により各制度の周知を図っていきます。		

基本目標２　社会参加と生きがいづくりの促進

施策の方針（１）社会参加・交流活動の促進

施策名	①高齢者の就業機会の確保	担当課	社会福祉課、産業振興課
事業内容	シルバー人材センターは、会員の確保や受注先の拡大、会員の持つ知識、技術、経験、希望に即した就業の提供により、高齢者の就業による生きがいづくりや、社会参加による共働、共助、自主・自立をめざす活動を行っています。 高齢化が進む中でシルバー人材センターの役割はますます重要になっており、四街道市はシルバー人材センターの活動を支援していきます。 特に女性会員の就業機会の拡充や、超高齢社会に適応した就業体制を整備する必要があることから、女性会員の積極的な募集と、独自事業（チケットサービス等）の展開等に対する助言や助力等に努めていきます。 また、インターネットを活用する高齢者が増加傾向にあることから、今後もホームページに就労セミナー等の情報を掲載していきます。		

■施策の実績と実施目標

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
シルバー人材センター会員数	人	582	665	700	740

資料：社会福祉課

施策名	②シニアクラブ活動の充実	担当課	社会福祉課
事業内容	シニアクラブは、高齢者にとっての社会参加と生きがいづくりの場として大切な役割を担っています。ますます進展する超高齢社会の中で、シニアクラブが果たす役割は重要性を増していることから、引き続き、単位シニアクラブやシニアクラブ連合会の活動を支援していきます。		

■施策の実績と実施目標

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
単位シニアクラブ数	クラブ	49	50	50	50
会員数	人	2,314	2,350	2,350	2,350

資料：社会福祉課

施策名	③ボランティア活動の充実	担当課	社会福祉課
事業内容	ボランティア活動は、地域福祉の担い手としてのみならず、高齢者等に生きがいづくりの場を提供する観点からも重要です。 ボランティア活動の支援と連絡調整を担うボランティアセンターを運営する社会福祉協議会の活動を支援していきます。		

施策名	④地区社会福祉協議会活動の充実	担当課	社会福祉課
事業内容	地区社会福祉協議会は、中学校区を基本単位とする６地区（四街道西中学校は２地区）において組織化され、サロン活動、ふれあい交流活動、在宅福祉活動等を行っています。 今後とも、各地区の特色を生かした地域福祉活動が展開されるよう、地区社会福祉協議会の活動を支援していきます。 また、地区社会福祉協議会が活発に事業が行えるよう、活動拠点の整備についても支援していきます。		

施策名	⑤みんなで地域づくりの推進	担当課	政策推進課
事業内容	「みんなで地域づくりセンター」の運営を通して、高齢者を含む市民等の地域づくりへ参画する環境を整えるとともに、地域コミュニティにおける交流の促進を図ります。 「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」の更なる活用を図り、地域づくりの担い手づくりを進めます。		

施策名	⑥世代間交流活動の充実	担当課	社会教育課
事業内容	高齢者を含めた地域ボランティアによる児童生徒の登下校時の安全指導、校内環境整備、教育活動への支援体制の整備等を行っています。ボランティア活動を通じて、地域の交流の場を確保するとともに、高齢者の生きがいづくりの促進を図っていきます。		

施策名	⑦自然環境を活用した交流の場づくりの推進	担当課	産業振興課
事業内容	年齢を問わず農業とふれあえる場として、野菜や花等を栽培できる市民農園を開設しています。今後も市民への周知と市民農園の利用率の向上に向けて取り組んでいきます。 また、森林保全ボランティア養成講座では、森林に興味・関心のある人を中心に、人工林や里山の整備等に取り組む人材の養成を行っています。今後も良好な森林環境を維持するために、森林整備の担い手の確保を進めていきます。		

施策の方針（２）生涯学習活動の促進

施策名	①生涯学習の推進	担当課	社会教育課
事業内容	生涯学習活動を推進するため、生涯学習情報誌「まなびぃガイドブック」を作成・ホームページ上にて公開しています。このガイドブックでは、四街道市の団体・施設に関する情報の他、生涯学習関連事業の情報提供を行い、高齢者の生きがいづくりや健康な生活への支援に努めていきます。		

施策名	②公民館講座の充実	担当課	社会教育課
事業内容	公民館では、高齢者大学（長寿大学、福寿大学、あさひ寿大学）等の講座を開講し、多くの高齢者に参加いただいています。今後も、公民館主催講座が社会のニーズに対応したものとなるよう指定管理者と調整を図りながら、公民館の運営を通じ、高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進を図っていきます。		

施策名	③生涯スポーツの推進	担当課	スポーツ青少年課
事業内容	市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは多様化・高度化しており、生涯の各時期に応じて誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの促進が求められています。 このため、総合型地域スポーツクラブを通じ、多世代の市民が、気軽に多種目のスポーツ・レクリエーション活動を活発に行う機会を提供しています。 今後も総合型地域スポーツクラブに関する情報提供や指導者の養成・確保に努め、生涯スポーツを推進していきます。		

施策の方針（３）地域福祉活動の拠点整備

施策名	①地域福祉活動の拠点の提供	担当課	社会福祉課
事業内容	市民の自主的な福祉活動を支援するため、公共施設等の地域の社会資源を地域福祉施設として活用しています。 現在、千代田中学校地区地域福祉館が、各種福祉団体等により、地域の子どもや高齢者、障害のある人等の集いの場として活用されています。 今後も市民の自主的な福祉活動を支援し、地域の活性化及び世代間交流の場となるよう地域福祉施設の提供を行っていきます。		

施策名	②高齢者の活動拠点づくりの推進	担当課	社会福祉課
事業内容	中学校区単位を基本として、高齢者が気軽に集い楽しめる場として地域住民が設置する「シニア憩いの里」の設置・運営を支援しています。 令和２年４月１日現在、千代田中学校区１箇所において運営されており、地域の高齢者の集いの場として、様々な文化活動等が行われています。 団塊の世代が退職し、高齢者の増加が進んでいることから、今後も新たな活動拠点づくりに努めていきます。		

■施策の実績と実施目標

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
設置数	箇所	1	5	5	5

資料：社会福祉課

基本目標３　相談体制の充実と地域支援体制の構築

施策の方針（１）相談・情報提供体制の充実

施策名	①地域包括支援センターの機能強化	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口としての機能を担っています。保健師による介護予防ケアマネジメント、社会福祉士による総合相談・支援、虐待防止や権利擁護事業、主任ケアマネジャーによる包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っており、さらに認知症施策の推進のための専門職を配置し、各専門職が相互に連携・協働しながら、高齢者とその家族への総合的な支援を行っています。また、地域包括支援センター運営等協議会において、地域包括支援センターの公正及び中立の確保や、円滑かつ適正な運営を図るための協議を行っています。 今後は、地域包括支援センターの主な業務である相談体制強化のため、人員の増員や地域包括支援センターの増設を検討するとともに、市内介護保険事業所などと連携を図っていきます。また、障害・児童・生活困窮などの相談窓口と連携を図り、複雑化・多様化する問題の解決に努めていきます。		

施策名	②苦情相談・処理体制の充実	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護保険サービスの内容や介護認定の結果等について、四街道市は第一次的な窓口として、相談を受け付けています。また、国民健康保険団体連合会にも苦情相談の窓口があり、各種相談を受けています。なお、介護保険に係る市町村の処分に対する不服申し立てや、県が指定するサービス事業者の指定基準違反等に関しては、県が中心となって対応することになっています。 引き続き、各種相談機関の周知に努めていくとともに、地域密着型サービスを始めとするサービス事業者に対する指導等を行い、事業の適切な運営や介護保険給付の適正化、利用しやすいサービス提供体制の充実に努めていきます。		

施策名	③介護相談員派遣事業の充実	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護相談員が施設等を定期的に訪問し、利用者からサービス利用に関する疑問、不満及び不安に係る相談等に応じ、利用者と事業者が問題を解決していけるよう橋渡しをすることで、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、介護サービスの質的向上を図ることを目的としています。 事業所が増加していることから、介護相談員の派遣方法等を工夫しながら事業を継続していきます。		

施策名	④介護保険制度に対する理解の促進	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護保険制度に対する理解を促進するため、市政だよりやホームページ等を通じた情報提供と、市民からの求めに応じた出前講座等を実施しています。 介護保険制度は、サービスの利用者自らが介護サービス事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度であるため、利用者の権利意識の向上と制度の理解が、適切なサービス利用のためには重要となります。また、法改正等が頻繁に行われるため、常に新しい制度の理解促進を図っていく必要があります。 今後も市政だよりやホームページ等を活用した情報提供や出前講座等を実施し、情報提供を継続的に行っていきます。		

施策名	⑤介護保険事業者等の情報提供の充実	担当課	高齢者支援課
事業内容	居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所等を掲載した指定事業所一覧リストを作成し配布しています。 利用者がサービス事業者と対等な立場でサービスを利用するためには、介護保険事業者に関する情報が十分に得られることが大切です。引き続き、指定事業所一覧リストの定期的な更新を行うとともに、ホームページによる情報提供を図っていきます。また、地域包括支援センターと協力して情報収集に心がけ、利用者に必要な情報を提供できる体制を整えていきます。 今後は地域包括ケアシステムの観点から医療・介護・インフォーマルサービスを含めた利用者のニーズに合った情報の提供を行っていきます。		

施策の方針（２）介護者の支援

施策名	①介護者自助グループ活動の支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護者は社会的に孤立しやすい環境に置かれています。精神的負担を軽減する観点から、介護者同士が介護に関する悩みや知識を共有するための交流の場として、平成22年度に介護者の会「虹の会」（現：介護のつどい「虹の会」）、平成24年度に男性介護者限定の「男の介護を語ろう会」が設立されています。 介護に悩んでいる方や介護の準備をしている方は増加していると思われることから、引き続き、広報等を通じて介護者の会の周知を定期的に行っていくとともに、介護者やその家族から出た課題に対する研修や勉強会等を支援していきます。		

施策名	②介護用品給付引換券の交付	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護用品給付は、在宅介護をする上で、経済的・精神的負担の軽減につながるものであることから、事業の周知を行い、利用促進を図っていきます。給付要件や給付品目等の必要な見直しがあれば、実施のうえ、事業を継続していきます。 ■施策の実績と実施目標		

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
利用実人員	人	910	600	630	660

資料：高齢者支援課

施策名	③介護休業・介護休暇等の制度の周知啓発	担当課	産業振興課
事業内容	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することや、ホームページを活用し、介護休業制度などの周知に努めます。		

施策の方針（３）在宅医療・介護連携の推進

施策名	①関係機関の連携強化	担当課	高齢者支援課
事業内容	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。 四街道市では、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、「地域の医療・介護の資源の把握」「在宅医療・介護連携の課題の把握」「医療・介護関係者への研修」等への取り組みを行っています。 今後も、「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」「在宅医療・介護関係者に関する相談支援」等の取り組みを行い、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、医療と介護の連携体制を強化していきます。また、在宅医療、認知症や看取りに関する普及啓発も他事業と連携しつつ推進していきます。		

施策名	②在宅医療・介護連携に関する普及啓発	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。また、地域住民が人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要です。 そのため、在宅医療や介護サービス、今後も増加していく認知症や看取りについての普及啓発を他事業と連携しつつ推進していきます。		

施策名	③かかりつけ医等を持つことの啓発	担当課	健康増進課
事業内容	健康に関する悩みや不安を気軽に相談できるかかりつけ医・歯科医師・薬局を持つことは、病気の早期発見･早期治療につながります。また、病歴や体質等を把握しているかかりつけ医、薬局等をもっていることは、緊急時の対応にも役立ちます。今後も様々な機会をとらえ、医療機関の適正利用を含めたかかりつけ医、歯科医師、薬局の必要性を周知していきます。		

施策名	④医療機関等の情報提供の充実	担当課	健康増進課
事業内容	医療機関の情報については、市内医療機関の診療科目や診療時間等の一覧を作成し、随時情報を更新しながら窓口等で配布するほか、ホームページを活用した情報提供を行っています。また、救急医療については、印旛保健所管内で整備されている体制（第二次救急医療機関とその支援医療機関による輪番）の円滑な推進と市民への情報提供に努めていきます。		

施策の方針（４）地域の見守り体制の充実

施策名	①民生委員活動への支援	担当課	社会福祉課
事業内容	地域福祉の担い手である民生委員活動を支援します。 民生委員推薦会や民生委員推薦準備会の委員等の協力を仰ぎながら、民生委員の確保に努めます。		

施策名	②敬老事業による見守り活動の充実	担当課	社会福祉課
事業内容	四街道市では、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者（100歳）に対して褒賞を授与しています。 また、社会福祉協議会において、高齢者（90歳、95歳、101歳以上）を対象に記念品を贈呈しており、四街道市はその活動を支援しています。 地域の民生委員が、高齢者宅を訪問することで、高齢者の見守りや、地域との交流促進が行えるよう引き続き支援していきます。		

施策名	③避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備	担当課	社会福祉課、高齢者支援課 障害者支援課、危機管理室
事業内容	「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者名簿等を整備するとともに、区・自治会、民生委員等の協力のもと、避難行動要支援者の災害時の避難支援体制を整備していきます。		

施策の方針（５）認知症高齢者とその家族の支援

施策名	①認知症に関する理解の促進	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。そのため、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の理解を広め、地域住民による見守り体制の充実を図る必要があります。 今後も認知症の人と関わることが多いと想定される職域や地域で「認知症サポーター養成講座」等の認知症に関する普及啓発を行っていきます。また、認知症サポーターに対するステップアップ講座などで認知症の人本人からの発信の機会を作るなど、より深い理解を促進していきます。		

施策名	②早期発見・早期対応に向けた取組	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することが重要です。そのためには、地域の関係機関間の日頃からの連携や、本人自身が早く気づき、早期対応できるように情報提供することも大切です。 引き続き認知症ケアパスの活用や、認知症に関する相談窓口を周知するとともに、認知症が疑われる人や認知症高齢者とその家族を支援するため、医療系職員、介護系職員、専門医から成る「認知症初期集中支援チーム」による訪問を行い、アセスメントや家族支援等により自立生活のサポートを行っていきます。		

施策名	③認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症高齢者を地域で支える仕組みが必要です。そのため、認知症サポーターステップアップ講座受講後のボランティアによる見守りや支援の体制づくりを推進します。 また、介護者の負担軽減を図るために、介護する家族が互いに悩みを相談し情報交換ができるよう、認知症高齢者・家族・近隣住民などが気軽に参加できる「認知症カフェ」の設置を進めていきます。 さらに、認知症の人が行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう、ICTを活用した捜索システムの普及を図ります。		

施策の方針（６）高齢者の権利擁護

施策名	①高齢者虐待防止ネットワークの推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者虐待防止ネットワーク会議において高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等を行っています。引き続き地域包括支援センターや介護事業所等との連携を図りながら高齢者の虐待防止の体制を整備し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言等を行い、高齢者の虐待防止に努めていきます。 また、介護事業所等に向けた研修等を行い、虐待防止に対する意識の向上や関係者間の連携を図るとともに、虐待の通報・相談先が市及び地域包括支援センターであることの周知も図っていきます。		

施策名	②成年後見制度の周知	担当課	高齢者支援課、 障害者支援課
事業内容	成年後見制度の周知を図るとともに、申立て手続の支援のため、地域包括支援センターやＮＰＯ法人との連携を図ります。		

施策名	③養護老人ホームへの適切な入所措置	担当課	高齢者支援課
事業内容	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を対象に、養護老人ホームへの入所措置を適切に実施します。		

基本目標４　介護保険サービスの充実

施策の方針（１）居宅サービスの基盤整備

施策名	①訪問介護（ホームヘルプサービス）	担当課	高齢者支援課
事業内容	訪問介護（ホームヘルプサービス）は、在宅の要介護認定者が、訪問介護員（ホームヘルパー）の訪問を受け、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話を受けられるサービスです。		

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
訪問介護（ホームヘルプサービス）	人／月	441	454	479	494	511	452

資料：高齢者支援課

施策名	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	担当課	高齢者支援課
事業内容	訪問入浴介護は、在宅の要支援・要介護認定者が、入浴車等を利用した入浴の介護を受けられるサービスです。		

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
訪問入浴介護	回	3,576	3,833	4,032	4,206	4,405	3,833
介護予防訪問入浴介護	回	0	0	0	0	0	0

資料：高齢者支援課

施策名	③訪問看護・介護予防訪問看護	担当課	高齢者支援課

事業内容

訪問看護は、在宅の要支援・要介護認定者が、かかりつけ医の指示に基づく看護師等の訪問を受け、療養上の世話や必要な診療の補助を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
訪問看護	回	28,679	30,678	32,179	33,043	34,318	30,268
介護予防訪問看護	回	5,118	6,565	6,964	7,092	7,420	6,437

資料：高齢者支援課

施策名	④訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	担当課	高齢者支援課

事業内容

訪問リハビリテーションは、在宅の要支援・要介護認定者が、自宅で理学療法や作業療法等のリハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立を図るためのサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
訪問 リハビリテーション	回	10,490	10,956	11,765	11,950	12,574	10,956
介護予防訪問 リハビリテーション	回	3,490	2,959	3,128	3,298	3,298	2,959

資料：高齢者支援課

施策名	⑤通所介護（デイサービス）、 通所リハビリテーション（デイケア）・ 介護予防通所リハビリテーション	担当課	高齢者支援課

事業内容

通所介護（デイサービス）は、在宅の要介護認定者が、デイサービスセンターにおいて入浴や食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。

通所リハビリテーション（デイケア）は、在宅の要支援・要介護認定者が、介護老人保健施設や病院、診療所等において、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立を図るためのサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
通所介護（デイサービス）	人／月	633	624	654	674	698	619
通所リハビリテーション（デイケア）	人／月	226	223	233	238	248	222
介護予防通所リハビリテーション	人／月	87	90	95	98	102	90

資料：高齢者支援課

施策名	⑥短期入所生活介護（ショートステイ）・ 介護予防短期入所生活介護、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・ 介護予防短期入所療養介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

短期入所生活介護（ショートステイ）は、在宅の要支援・要介護認定者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）は、在宅の要支援・要介護認定者が、介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
短期入所生活介護（ショートステイ）	日	33,485	40,681	42,610	43,609	45,430	40,542
介護予防短期入所生活介護	日	587	605	605	605	605	605
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	日	2,082	2,330	2,330	2,330	2,540	2,330
介護予防短期入所療養介護	日	23	54	54	54	54	54

資料：高齢者支援課

施策名	⑦特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
特定施設入居者生活介護	人／月	141	175	180	188	196	177
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	33	31	33	35	36	33

資料：高齢者支援課

施策名	⑧福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	担当課	高齢者支援課
事業内容	福祉用具の貸与は、在宅の要支援・要介護認定者が、車いす、歩行器等厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を受けられるサービスです。 ■福祉用具貸与に係る福祉用具の品目 ・車いす　・床ずれ防止用具　・歩行器 ・車いす付属品　・体位変換器　・歩行補助つえ ・特殊寝台　・手すり　・認知症高齢者徘徊感知機器 ・特殊寝台付属品　・スロープ　・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置		

施策名	⑨居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	担当課	高齢者支援課
事業内容	居宅療養管理指導は、在宅の要支援・要介護認定者が、医師、歯科医師、薬剤師等による療養上の管理や指導を受けられるサービスです。 ■サービスの実績と見込量		

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
居宅療養管理指導	人／月	489	533	560	578	600	529
介護予防居宅療養管理指導	人／月	53	55	59	61	63	55

資料：高齢者支援課

施策名	⑩居宅介護支援・介護予防支援	担当課	高齢者支援課

事業内容

介護予防支援は、地域包括支援センターの職員が要支援認定者からの依頼により、居宅介護支援は、ケアマネジャーが要介護認定者からの依頼により、本人や家族の希望、心身の状態、生活環境等を勘案し、居宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランを作成するサービスです。

適切なサービス提供が行われるよう、指定居宅サービス事業者との連絡・調整や便宜を図るとともに、介護保険施設への入所を要する場合には、施設の紹介等を行っています。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
居宅介護支援	人／月	1,452	1,448	1,523	1,572	1,633	1,439
介護予防支援	人／月	392	419	441	455	473	417

資料：高齢者支援課

施策名	⑪その他	担当課	高齢者支援課

事業内容

Ａ：特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、貸与になじまない腰掛便座や入浴補助用具などの厚生労働大臣が定める福祉用具を要支援・要介護認定者が購入する際の費用の一定割合（７～９割）を支給するサービスです。

利用者の経済的負担の軽減を図るため、受領委任（現物給付）を導入しています。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に係る特定福祉用具の品目

・腰掛便座　・入浴補助用具　・特殊尿器　・簡易浴槽

・移動用リフトのつり具の部分

Ｂ：住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

住宅改修費・介護予防住宅改修費は、要支援・要介護認定者が手すりの取付けや段差の解消など、厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修を行う際の20万円を上限とする費用の一定割合（７～９割割）を支給するサービスです。

利用者の経済的負担の軽減を図るため、受領委任（現物給付）を導入しています。

施策の方針（２）施設サービスの基盤整備

施策名	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	担当課	高齢者支援課

事業内容

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所する要介護認定者が、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられる施設です。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人／月	309	320	320	370	426	385

資料：高齢者支援課

施策名	②介護老人保健施設	担当課	高齢者支援課

事業内容

印旛圏域内における本市の整備枠を踏まえ検討していきます。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
介護老人保健施設	人／月	183	173	173	173	205	181

資料：高齢者支援課

施策名	③介護療養型医療施設・介護医療院	担当課	高齢者支援課

事業内容

介護療養型医療施設は、入所する要介護認定者が、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受けられる施設です。

国の方針で平成23年度末をもって転換又は廃止の予定でしたが、方針変更により平成29年度末まで延期されました。平成30年度からは「介護医療院」が創設されますが、移行期間が６年となっていることから、最長で令和５年度まで介護療養型医療施設は存続します。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
介護療養型医療施設・介護医療院	人／月	3	11	11	11	13	11

資料：高齢者支援課

施策の方針（３）地域密着型サービスの基盤整備

施策名	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	担当課	高齢者支援課

事業内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅の要介護認定者の生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または密接に連携させながら、短時間の定期巡回型訪問と、利用者からの通報による電話対応や訪問等の随時対応を行うサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	25	26	28	28	30	26

資料：高齢者支援課

施策名	②地域密着型通所介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

地域密着型通所介護は、在宅の要介護認定者が、定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
地域密着型通所介護	人／月	247	246	256	262	272	244

資料：高齢者支援課

施策名	③認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある在宅の要支援・要介護認定者がデイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
認知症対応型通所介護	人／月	11	12	12	12	14	12
介護予防 認知症対応型通所介護	人／月	1	1	1	1	1	1

資料：高齢者支援課

施策名	④小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

小規模多機能型居宅介護は、在宅の要支援・要介護認定者が、その人の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、居宅において、またはサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊することによって、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
小規模多機能型 居宅介護	人／月	12	10	10	10	11	10
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0

資料：高齢者支援課

施策名	⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の状態にある要支援・要介護認定者が、共同生活をする住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人／月	80	78	91	113	117	108
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0

資料：高齢者支援課

施策名	⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の介護老人福祉施設において、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けられるサービスです。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人／月	58	58	58	58	67	61

資料：高齢者支援課

施策名	⑦看護小規模多機能型居宅介護	担当課	高齢者支援課

事業内容

看護小規模多機能型居宅介護は、「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」の組み合わせによるサービスです。医療ニーズが高い要介護者への支援の充実を図ることが可能です。

■サービスの実績と見込量

区　分	単位	実績値	見込量				
		令和元年度	３年度	４年度	５年度	７年度	22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	5	5	5	5	5

資料：高齢者支援課

施策の方針（４）介護保険サービスの質的向上

施策名	①適正な要介護認定の実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	適正な要介護認定を行うために、認定調査員の研修等を実施し、能力の維持向上を図ります。また、介護認定審査会においては、研修の開催や審査開催時に事務局からの情報提供を行いながら適切な運営を目指します。		

施策名	②介護給付費の適正化	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護給付費の適正化のためのシステムを活用し、過剰な介護保険サービスの利用の疑いがあるケアプランについて、ケアマネジャーに点検を促す等、ケアプランの点検を行っています。 また、要介護認定者等が利用した介護サービスを確認し、身に覚えのない介護サービスの利用履歴がないかを確認するために、介護サービスに要した費用を記載した介護給付費通知を発出しています。 今後も事務の効率的な実施に向けた改善を図りつつ、介護給付費の適正化に努めていきます。		

区　分	単位	実績値	目標値		
		令和元年度	３年度	４年度	５年度
ケアプラン点検件数	件	41	50	50	50

施策名	③事業者支援を通じたサービスの質の向上	担当課	高齢者支援課
事業内容	要支援・要介護認定者が介護サービスの利用を通じて生活の質や心身機能の向上を実現するには、質の高いケアプランの作成が不可欠です。そのため、地域包括支援センター及び各事業所の主任ケアマネジャーが連携し、ケアマネジャーの個々の相談に応じるとともに、事例検討会やケアプラン相談会を行い、市内ケアマネジャーの技能の向上に努めていきます。 また、介護サービスの質の向上を図るため、介護保険制度の改正など、適宜説明会を開催し事業者に対する情報提供に努めていきます。		

施策名	④共生型サービスの普及	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に共生型サービスが位置づけられました。 現在市内には、共生型サービスを提供する事業所はありませんが、事業所からの意向を踏まえ、必要に応じて情報提供や支援を行います。		

施策名	⑤介護人材の確保	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢化に伴い介護人材の確保が課題となっており、介護業界への参入を希望する多様な人材の確保が求められています。 初任段階においても質の高い介護サービス提供の担い手となるよう、県の補助制度を活用し介護職員初任者研修費用を助成する等、介護人材の確保に努めていきます。		

施策名	⑥災害・感染症対策	担当課	高齢者支援課
事業内容	災害・感染症に対しては、情報提供や啓発活動を継続的に実施するとともに、介護事業所において災害や感染症への備えが講じられているか定期的に確認します。 また、介護事業所の職員が防災や感染症に対する理解や知見を得るための研修等の実施や、災害や感染症発生時における必要な支援について、関係機関等と連携して取り組みます。		

施策の方針（５）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策名	①介護予防・生活支援サービス事業の実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護予防・生活支援サービス事業対象者と要支援認定者に対し、訪問型サービスと通所型サービスを提供しています。 増加が見込まれる介護予防・生活支援サービス事業対象者や要支援認定者に対して、ボランティアが主体となった緩和サービス等の充実が求められていることから、生活支援体制整備事業と連携を図り、地域で必要となる介護予防・生活支援サービス事業等の提供体制の充実を図っていきます。		

施策名	②介護予防ケアマネジメントの支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを、地域包括支援センターや地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が行います。 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援認定者は、日常生活動作は自立していても家事等に不便を感じる方が多く、生活環境の工夫などで自立を目指すことができます。そのため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員へ、リハビリテーション専門職等が参加する自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援の考え方や方法を理解することで自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントが行えるよう支援していきます。		

施策名	③生活支援体制整備事業の推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	生活支援コーディネーターを中心に、「四街道市地域支えあい推進会議」を活用し、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人、協同組合等と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進しています。 今後も、地域活動の推進には地域住民の協力が不可欠なことから、地域でのヒヤリングやワークショップの開催を重ね、地域ごとに必要なサービス等を把握し、支え合いによる多様なサービスの提供体制の整備を推進し、ニーズと取り組みのマッチング等を図っていきます。また、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者を含めた地域住民の参加を促すとともに、必要に応じて、生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修などを行っていきます。		

施策名	④一般介護予防事業の実施	担当課	高齢者支援課

事業内容

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリ専門職等を生かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的としています。

そのため、「週いち貯筋体操」等住民主体の通いの場の育成を進めながら継続支援を行います。

また、介護予防の必要性や具体的な介護予防活動についての普及啓発を図るため、各種講座の開催やパンフレットの配布、ホームページ等への掲載を通じ、自宅でも介護予防に取り組めるよう支援していきます。

■施策の実績と実施目標

区　分		単位	実績値	目標値		
			令和元年度	３年度	４年度	５年度
自主活動組織	実施箇所	箇所	24	25	30	35
	実参加者数	人	618	630	660	700

資料：高齢者支援課

第５部

介護サービス事業費と介護保険料の推計

１.日常生活圏域と介護施設の整備方針（四街道市福祉施設整備計画）

１．日常生活圏域の設定

介護保険制度の改定に伴い、人口や要支援・要介護認定者数、これまでの四街道市の様々な地域設定等を考慮し、以下の２つの生活圏域を設定しました。

生活圏域を設定した15年前と比較し、大きな状況の変化が無いため、引き続き同じ生活圏域とすることとします。

（１）北地区【千代田中学校、四街道北中学校、四街道西中学校区】

千代田中学校区は、亀崎、内黒田の農村部と物井の既成市街地、昭和 50 年代に大規模開発によって形成された千代田、昭和 60 年代から開発された池花等です。

四街道北中学校区は、つくし座、さちが丘等の住宅地、鹿渡、栗山、大日（萱橋台、今宿、富士見ヶ丘）地区等広範囲に及んでいます。

四街道西中学校区は、鹿放ケ丘、大日（大作岡、中志津）地区や、既成市街地である四街道や大日（緑ヶ丘、桜ヶ丘）等で形成されています。

令和２年４月１日現在、圏域内の人口は 56,881 人（市全体の 60.0%）、このうち 65 歳以上の高齢者人口は 17,345 人、高齢化率は 30.5%となっており、南地区に比べ高齢化率の高い圏域となっています。

（２）南地区【四街道中学校、旭中学校区】

四街道中学校区は、鹿渡、和良比等の既成市街地と、美しが丘、めいわ等の新しい住宅地で形成されています。

旭中学校区は、国道 51 号線によって大きく２つに分けることができ、国道 51 号線以北は、山梨、上野、南波佐間等農村部を主体とした地域と、昭和 50 年代に大規模開発によって造成された旭ヶ丘、みそらの住宅地で形成されています。国道 51 号以南では、新しい住宅地の鷹の台と農村部の吉岡が混在しています。

令和２年４月１日現在、圏域内の人口は 37,935 人（市全体の 40.0%）で、このうち 65 歳以上の高齢者人口は 10,710 人、高齢化率は 28.2%となっており、北地区に比べ高齢化率の低い圏域となっています。

■圏域別面積・人口

令和２年４月１日現在

圏域名	面　積 単位：ｋ㎡（上段） ％（下段）	行　政　人　口　　単位：人（上段） ％（下段）					
		総人口	40歳 未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	左記の内訳 （前･後期比）	
						75歳未満	75歳以上
北地区	18.744 (54.3)	56,881 (60.0)	20,931 (59.2)	18,605 (59.2)	17,345 (61.8)	7,876 (45.4)	9,469 (54.6)
南地区	15.776 (45.7)	37,935 (40.0)	14,404 (40.8)	12,821 (40.8)	10,710 (38.2)	5,218 (48.7)	5,492 (51.3)
合　計	34.520 (100.0)	94,816 (100.0)	35,335 (100.0)	31,426 (100.0)	28,055 (100.0)	13,094 (56.2)	14,961 (43.8)

資料：住民基本台帳人口（転出予定者を除く）

（参考）平成29年４月１日現在

圏域名	面　積 単位：ｋ㎡（上段） ％（下段）	行　政　人　口　　単位：人（上段） ％（下段）					
		総人口	40歳 未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	左記の内訳 （前･後期比）	
						75歳未満	75歳以上
北地区	18.744 (54.3)	55,134 (59.7)	21,132 (58.5)	17,754 (58.8)	16,248 (62.5)	9,070 (55.8)	7,178 (44.2)
南地区	15.776 (45.7)	37,188 (40.3)	14,998 (41.5)	12,453 (41.2)	9,737 (37.5)	5,543 (56.9)	4,194 (43.1)
合　計	34.520 (100.0)	92,322 (100.0)	36,130 (100.0)	30,207 (100.0)	25,985 (100.0)	14,613 (56.2)	11,372 (43.8)

資料：住民基本台帳人口（転出予定者を除く）

（参考）平成26年４月１日現在

圏域名	面　積 単位：ｋ㎡（上段） ％（下段）	行　政　人　口　　単位：人（上段） ％（下段）					
		総人口	40歳 未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	左記の内訳 （前･後期比）	
						75歳未満	75歳以上
北地区	18.857 (54.3)	54,900 (60.4)	22,287 (60.1)	17,740 (58.8)	14,873 (62.9)	9,196 (61.8)	5,677 (38.2)
南地区	15.843 (45.7)	36,024 (39.6)	14,781 (39.9)	12,452 (41.2)	8,791 (37.1)	5,426 (61.7)	3,365 (38.3)
合　計	34.700 (100.0)	90,924 (100.0)	37,068 (100.0)	30,192 (100.0)	23,664 (100.0)	14,622 (61.8)	9,042 (38.2)

資料：住民基本台帳人口（転出予定者を除く）

２．介護施設の整備状況と整備見込み

高齢化が進展する中で、身近な地域に介護施設等が整備されることが望まれています。

しかし、新たな介護施設の整備は、介護給付費の増大や介護保険料の引き上げにつながるため、需要と供給のバランスが大切となります。

介護施設の整備にあたっては、各種サービスの利用状況や待機者の状況、多様な介護ニーズの受け皿となっている有料老人ホームやサービス付高齢者住宅の整備状況なども勘案し、計画的に整備することとし、計画期間である令和３年度から令和５年度に、以下の施設の整備を目指します。

※実績は令和２年 12 月現在

（地域密着型施設）

圏域	サービス名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				夜間対応型訪問介護				認知症対応型通所介護				小規模多機能型居宅介護			
年度（令和）		実績	3	4	5	実績	3	4	5	実績	3	4	5	実績	3	4	5
北地区	施設数	1				0				0				0			
	定員数	－				0				0				0			
南地区	施設数	0				0				1				1			
	定員数	0				0				9				18			

圏域	サービス名	認知症対応型共同生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				看護小規模多機能型居宅介護			
年度（令和）		実績	3	4	5	実績	3	4	5	実績	3	4	5	実績	3	4	5
北地区	施設数	3		1（増床）	(1)	0				1				1			
	定員数	45		9（増床）	(18)	0				29				29			
南地区	施設数	2			(1)	0				1				0			
	定員数	36			(18)	0				29				0			

※認知症対応型共同生活介護（令和5年度整備）については、北地区か南地区のいずれかに１施設を整備

（広域型施設）

圏域	施設名	介護老人福祉施設（特別養護老人ﾎｰﾑ）				介護老人保健施設				介護療養型医療施設（介護医療院）			
年度（令和）		実績	3	4	5	実績	3	4	5	実績	3	4	5
北地区	施設数	3			(1)	2				0			
	定員数	240			(100)	209				0			
南地区	施設数	2			(1)	1				0			
	定員数	180			(100)	50				0			

※介護老人福祉施設については、北地区か南地区のいずれかに１施設を整備。

（その他）

特定施設入居者生活介護			
実績	3	4	5
2	1		
163	65		
0			
0			

（参考）

施設名	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
年度	令和２年
施設数	9
定員数	314

※特定施設入居者介護を除く。

2.介護サービス事業費と介護保険料の推計

１．介護サービス事業費と介護保険料の推計手順

令和３年度から令和５年度における介護サービスの見込量や事業費、介護保険料については、国の示した手順に従い、要支援・要介護認定者数の実績や給付実績をもとに推計しました。

推計の考え方を以下に示します。

【被保険者及び要支援・要介護認定者数の推計】
○高齢者人口の将来推計と要支援・要介護認定者数の推移を踏まえて、将来の被保険者数と要支援・要介護認定者数を推計します。

【施設サービス・居住系サービス利用者の推計】
○施設サービスや居住系サービスの給付実績をもとに、施設サービス利用者数見込み、居住系サービス利用者数見込みを設定します。

【居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者の推計】
○居宅サービスの受給率の実績をもとに、認定者数から施設・居住系サービス利用者を除いた標準的サービス利用対象者にサービス受給率を乗じて、居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数を推計します。

【サービス見込み量の推計】
○居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数に、各サービス別の利用率、各サービス別利用者一人あたり利用回数（日数）をそれぞれ乗じて、各サービスの見込量を推計します。

【給付費の推計】
○将来のサービス見込量に、施設・居住系サービスの場合は給付実績をもとに１月あたりの単位数、居宅サービスの場合は１回（日）あたり単位数、地域単価、給付率をそれぞれ乗じて給付費を算定します。

【保険料の推計】
○標準給付費に地域支援事業費等を加えた費用額をもとに、所得段階に応じて保険料を算出します。

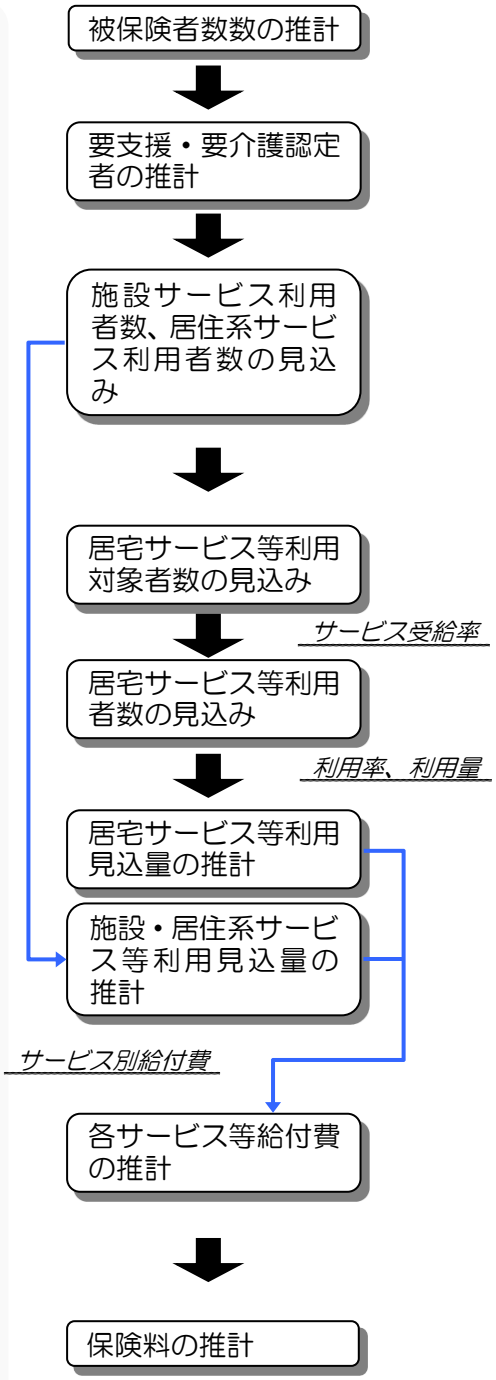

２．人口の推計

人口推計は、平成28年度から令和２年度の住民基本台帳人口をもとに出生率や移動率を加味して推計しています。

四街道市の65歳以上人口及び高齢化率は、第８期計画期間（令和３年度～令和５年度）においては、概ね同水準で推移すると推計されますが、75歳以上の後期高齢者の人口は令和2年度14,159人から令和５年度16,224人へと、約2,000人増加すると推計されます。

■総人口及び高齢者数等の推計　（各年10月１日現在）

区　分	単位	実績値	推計値				
		令和２年	３年	４年	５年	７年	２２年
総人口	人	95,149	95,436	95,669	95,845	96,035	93,121
０～39歳	人	12,787	12,833	12,774	12,709	12,574	11,496
40～64歳	人	55,160	55,325	55,615	55,902	56,389	53,253
65歳以上	人	27,202	27,278	27,279	27,235	27,071	28,372
65～74歳	人	13,043	12,766	11,910	11,011	9,698	13,995
75歳～	人	14,159	14,512	15,369	16,224	17,373	14,377
高齢化率	%	28.6	28.6	28.5	28.4	28.2	30.5

＊住民基本台帳人口

３．要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、国のシステムを用いて推計しました。

この結果、令和２年度の3,779人から令和５年度の4,223人へと444人増加し、１号被保険者数に占める１号認定者の割合は、13.6%から15.3%に上昇します。

■要支援・要介護認定者数の推計　（各年10月１日現在）

区　分	単位	実績値	推計値				
		令和２年	３年	４年	５年	７年	２２年
１号被保険者数（Ａ）	人	27,202	27,279	27,280	27,235	27,073	28,372
１号認定者計（Ｂ）		3,710	3,794	3,973	4,154	4,394	3,890
要支援１	人	569	581	607	633	666	591
要支援２	人	613	626	654	683	720	644
要介護１	人	718	735	772	807	858	754
要介護２	人	560	574	598	627	662	588
要介護３	人	469	480	505	529	560	489
要介護４	人	466	477	499	524	556	490
要介護５	人	315	321	338	351	372	334
２号認定者計		69	69	69	69	69	66
要支援・要介護認定者数	人	3,779	3,863	4,042	4,223	4,463	3,956
１号認定率（Ｂ/Ａ）	%	13.6	13.9	14.6	15.3	16.2	13.7

４．介護サービス事業費の見込み

国のシステムを用いて以下のとおり推計しました。

■居宅・地域密着型サービス・施設サービス給付費の見込み　（年間）　単位：千円

	令和 ３年度	４年度	５年度	７年度	２２年度
（１）居宅サービス					
①訪問介護（ホームヘルプサービス）	463, 420	488, 205	503, 720	520, 482	460, 753
②訪問入浴介護	49, 035	51, 584	53, 816	56, 365	49, 035
③訪問看護	136, 360	143, 031	146, 875	152, 530	134, 550
④訪問リハビリテーション	33, 282	35, 741	36, 299	38, 200	33, 282
⑤居宅療養管理指導	74, 647	78, 434	80, 959	84, 031	74, 094
⑥通所介護（デイサービス）	631, 292	661, 407	681, 736	705, 951	625, 635
⑦通所リハビリテーション（デイケア）	173, 052	180, 398	184, 112	191, 722	172, 021
⑧短期入所生活介護（ショートステイ）	337, 467	353, 797	362, 072	377, 060	336, 512
⑨短期入所療養介護（医療型ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	26, 071	26, 071	26, 071	28, 447	26, 071
⑩特定施設入居者生活介護	425, 442	437, 931	457, 455	476, 422	431, 202
⑪福祉用具貸与	162, 798	171, 147	176, 855	183, 556	161, 788
⑫特定福祉用具購入費	5, 095	5, 095	5, 433	5, 433	5, 095
（２）地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	53, 633	56, 263	56, 263	63, 233	53, 633
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	16, 708	16, 708	16, 708	18, 464	16, 708
④小規模多機能型居宅介護	26, 215	26, 215	26, 215	29, 049	26, 215
⑤認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	257, 455	300, 019	372, 465	385, 976	356, 094
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	186, 874	186, 874	186, 874	216, 317	196, 688
⑧看護小規模多機能型居宅介護	12, 819	12, 819	12, 819	12, 819	12, 819
⑨地域密着型通所介護	202, 746	212, 159	215, 960	226, 107	200, 940
（３）住宅改修	17, 291	17, 291	18, 303	19, 489	17, 291
（４）居宅介護支援	267, 467	281, 295	290, 344	301, 635	265, 774
（５）介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1, 008, 697	1, 008, 697	1, 167, 477	1, 345, 089	1, 215, 553
②介護老人保健施設	602, 980	602, 980	602, 980	714, 245	631, 306
③介護療養型医療施設（介護医療院）	57, 598	57, 598	57, 598	67, 764	57, 598
介護給付費計	5, 228, 444	5, 411, 759	5, 739, 409	6, 220, 386	5, 560, 657

■介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み　（年間）　単位：千円

	令和３年度	４年度	５年度	７年度	２２年度
（１）介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	23,865	25,345	25,792	26,978	23,419
③介護予防訪問リハビリテーション	8,910	9,418	9,926	9,926	8,910
④介護予防居宅療養管理指導	6,610	7,092	7,333	7,574	6,610
⑤介護予防通所リハビリテーション	37,899	39,952	41,231	42,779	37,899
⑥介護予防短期入所生活介護	3,205	3,205	3,205	3,205	3,205
⑦介護予防短期入所療養介護	67	67	67	67	67
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	27,426	29,271	31,116	31,804	29,271
⑨介護予防福祉用具貸与	25,494	26,784	27,592	28,797	25,338
⑩特定介護予防福祉用具購入費	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
（２）地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	473	473	473	473	473
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
（３）住宅改修	14,876	14,876	17,599	17,599	14,876
（４）介護予防支援	23,906	25,161	25,960	26,987	23,792
予防給付費計	174,146	183,059	191,709	197,604	175,275

■総給付費の見通し　（年間）　単位：千円

	令和３年度	４年度	５年度	７年度	２２年度
介護給付費計	5,228,444	5,411,759	5,739,409	6,220,386	5,560,657
予防給付費計	174,146	183,059	191,709	197,604	175,275
総給付費	5,402,590	5,594,818	5,931,118	6,417,990	5,735,932

＊端数処理の関係で計の欄が一致しない項目があります。

５．地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とした事業です。

四街道市では、介護予防に関する現行事業の実施状況、介護保険の運営状況等から判断し、地域支援事業を実施していきます。

■地域支援事業費用額

単位：千円

区　分		令和３年度	４年度	５年度	７年度	２２年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業費	246,317	254,607	263,557	263.557	263.557
	一般介護予防事業費	3,841	4,018	4,204	4,204	4,204
	計	250,158	258,625	267,761	267,761	267,761
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	91,786	106,122	120,495	120,495	120,495
	任意事業費	18,202	18,930	19,687	19,687	19,687
	計	109,988	125,052	140,182	140,182	140,182
包括的支援事業（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	8,024	8,185	8,349	8,349	8,349
	生活支援体制整備事業	14,460	15,761	17,179	17,179	17,179
	認知症初期集中支援推進事業	16,490	16,932	17,386	17,386	17,386
	認知症地域支援・ケア向上事業					
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	3,876	3,954	4,034	4,034	4,034
	地域ケア会議推進事業	120	123	126	126	126
	計	42,970	44,955	47,074	47,074	47,074
地域支援事業費計		403,116	428,632	455,017	455,017	455,017

６．介護保険料の推計

（１）介護保険事業運営に必要とする費用

第８期計画期間（令和３年度から令和５年度まで）の標準給付費見込額は約177億3,956万7千円、地域支援事業費は約12億8,676万6千円となり、保険料収納必要額は約48億6,092万8千円が見込まれます。

（２）所得段階と保険料の弾力化

介護保険料は、自治体の判断により所得段階の多段階設定や保険料率を決めることができます。これを「保険料の弾力化」といいます。保険料の弾力化により被保険者の負担能力に応じた保険料を設定すること等ができます。

四街道市では、現行の保険料弾力化を引き続き実施し、所得階層を16段階とします。

各所得段階の介護保険料率及び保険料額については、96ページの表のとおり設定しました。

（３）保険料基準額

介護保険事業の運営期間を通じて財政の均衡を図るため、介護給付費準備基金を設けています。各事業年度における収支差額分を積み立て、介護保険の保険給付の際、この基金の全部または一部を取り崩すことができます。

第８期計画では、準備基金（令和２年度末残高見込み額７億5,101万円）から2億1,500万円取り崩し、保険料基準額を減額します。

この結果、第８期の保険料基準額は第７期と同額の「月額：4,700円、年額：56,400円」となります。

《保険料基準額の算定式》

保険料収納必要額 j ＝ 第１号被保険者負担分相当額 c ＋ 調整交付金相当額 d
－ 調整交付金見込額 e ＋ 財政安定化基金拠出金見込額 f
－ 準備基金取崩額 g － 財政安定化基金取崩による交付額 h

■保険料収納必要額の算定　　単位：千円

項　目	数値
標準給付費見込額 a=①+②-③+④-⑤+⑥+⑦	17,739,567
総給付費 ①	16,928,526
特定入所者介護サービス費等給付額 ②	448,780
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 ③	102,540
高額介護サービス費等給付額 ④	458,786
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 ⑤	19,620
高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑥	11,035
算定対象審査支払手数料 ⑦	14,600
地域支援事業費 b	1,286,766
第１号被保険者負担分相当額 c=(a+b)*23%	4,376,056
調整交付金相当額 d	925,806
調整交付金見込額 e	225,934
財政安定化基金拠出金見込額 f	0
準備基金取崩額 g	215,000
財政安定化基金取崩による交付額 h	0
保険料収納必要額 j=c+d-e+f-g-h	4,860,928

保険料の基準額(月額) n ＝ 保険料収納必要額 j ÷ 予定保険料収納率 k ÷
所得段階別加入割合補正後被保険者数 l ÷ 12ヶ月

■保険料基準額の算定

項　目	単位	数値
保険料収納必要額 j	千円	4,860,928
予定保険料収納率 k	%	98.0
所得段階別加入割合補正後被保険者数 l	人	87,945
保険料の基準額（年額）m=(j/k)/l	円	56,400
保険料の基準額（月額）n=m/12	円	4,700

＊実際の算出は円単位で行っています。
端数処理の関係から、表の数値に基づく計算結果と実際の額は一致しません。

■第８期の介護保険料の所得段階と保険料率

所得段階	対　象　者	保険料率
第１段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が120万円を超える人	0.75
第４段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90
第５段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00
第６段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第７段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30
第８段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50
第９段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.00
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.10
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.20
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	2.30
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.40

■所得段階と所得段階別加入者推計

	所得段階別加入者数						保険料率
	令和３年度		４年度		５年度		
	加入者（人）	割合（%）	加入者（人）	割合（%）	加入者（人）	割合（%）	
第１段階	3,598	13.2	3,598	13.2	3,592	13.2	0.50
第２段階	1,492	5.5	1,492	5.5	1,490	5.5	0.75
第３段階	1,282	4.7	1,282	4.7	1,280	4.7	0.75
第４段階	4,338	15.9	4,338	15.9	4,330	15.9	0.90
第５段階	4,016	14.7	4,016	14.7	4,009	14.7	1.00
第６段階	3,385	12.4	3,385	12.4	3,380	12.4	1.20
第７段階	4,580	16.8	4,580	16.8	4,573	16.8	1.30
第８段階	2,365	8.7	2,365	8.7	2,361	8.7	1.50
第９段階	985	3.6	985	3.6	983	3.6	1.70
第 10 段階	453	1.7	453	1.7	452	1.7	1.80
第 11 段階	207	0.8	207	0.8	207	0.8	1.90
第 12 段階	185	0.7	186	0.7	185	0.7	2.00
第 13 段階	104	0.4	104	0.4	104	0.4	2.10
第 14 段階	57	0.2	57	0.2	57	0.2	2.20
第 15 段階	74	0.3	74	0.3	74	0.3	2.30
第 16 段階	158	0.6	158	0.6	158	0.6	2.40
計	27,279	100.0	27,280	100.0	27,235	100.0	

＊端数処理の関係で計の欄が一致しない項目があります。